

令和8年第2回（6月）大郷町議会定例会会議録第2号

令和8年6月3日（水）

応招議員（12名）

1番	鈴木	安則	君	2番	赤間	繁幸	君
3番	鎌田	暁史	君	4番	鈴木	利博	君
5番	赤間	則幸	君	6番	佐々木	和夫	君
7番	鈴木	恵子	君	8番	金須	新一	君
9番	田中	三恵子	君	10番	熱海	文義	君
11番	高橋	重信	君	12番	石垣	正博	君

出席議員（12名）

応招議員と同じ

欠席議員（0名）

なし

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	石川	良彦	君	副町長	武田	力也	君
教育長	関	一男	君	総務課長	菅野	直人	君
財政課長	伊藤	義継	君	まちづくり政策課長	千葉	昭	君
復興推進課長	櫛濱	学	君	税務課長	片倉	剛	君
町民課長	高橋	裕美子	君	保健福祉課長	小野	純一	君
農林振興課長	本間	文二	君	商工観光課長	高橋	優	君
地域整備課長	武藤	亨介	君	上下水道課長	赤間	良悦	君
会計管理者	角田	倫明	君	学校教育課長	遠藤	歩未	君
社会教育課長	齋藤	正智	君				

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉恭啓 次長 齋藤由美子 主事 高橋映瑠

議事日程第2号

令和8年6月3日（水曜日） 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問〔4 人 11 件〕

◎一般質問通告順

- 6. 4 番 鈴木利博 議員
- 7. 1 番 鈴木安則 議員
- 8. 2 番 赤間繁幸 議員
- 9. 6 番 佐々木和夫 議員

日程第 3 報告第 2 号 専決処分の報告について

日程第 4 報告第 3 号 専決処分の報告について

日程第 5 報告第 4 号 専決処分の報告について

日程第 6 報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書について

日程第 7 報告第 6 号 繰越明許費繰越計算書について

日程第 8 報告第 7 号 繰越計算書について

日程第 9 議案第 3 1 号 大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 1 0 議案第 3 2 号 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 1 1 議案第 3 3 号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 1 2 議案第 3 4 号 大郷町水道事業給水条例の一部改正について

日程第 1 3 議案第 3 5 号 令和 8 年度大郷町一般会計補正予算（第 2 号）

本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問〔4 人 11 件〕

◎一般質問通告順

- 6. 4 番 鈴木利博 議員
- 7. 1 番 鈴木安則 議員
- 8. 2 番 赤間繁幸 議員
- 9. 6 番 佐々木和夫 議員

日程第 3 報告第 2 号 専決処分の報告について

日程第 4 報告第 3 号 専決処分の報告について

日程第 5 報告第 4 号 専決処分の報告について

日程第 6 報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書について

日程第 7 報告第 6 号 繰越明許費繰越計算書について

日程第 8	報告第 7 号	繰越計算書について
日程第 9	議案第 3 1 号	大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 1 0	議案第 3 2 号	大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 1 1	議案第 3 3 号	大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 1 2	議案第 3 4 号	大郷町水道事業給水条例の一部改正について
日程第 1 3	議案第 3 5 号	令和 8 年度大郷町一般会計補正予算（第 2 号）

午 前 1 0 時 0 0 分 開 議

議長（石垣正博君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（石垣正博君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 110 条の規定により、2 番赤間繁幸議員、3 番鎌田暁史議員を指名いたします。

日程第 2 一般質問

議長（石垣正博君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

4 番鈴木利博議員。

4 番（鈴木利博君） おはようございます。

では、通告順位 6 番、鈴木利博でございます。では、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、大綱 1 に入る前に、このたびゴールデンウィークの磐越自動車道で発生しました事故におかれまして、けがに遭われました方には心よりお見舞い申し上げます。また、貴い命をなくされました方には謹んでお悔やみを申し上げます。

では早速、大綱 1 に入ります。部活動遠征時の安全管理。

ゴールデンウィークに磐越高速道で高校生を亡くするという痛ましい事

故がございました。本町において部活動遠征時などの安全管理について、次の点について伺います。

（１）中学校での部活動遠征時における安全管理に問題がないか伺います。

（２）親が送迎する場合の安全管理について伺います。

続きまして、大綱２、中東情勢の影響による支援。

中東情勢の影響により、ナフサ不足が生じ、様々な業種に影響が出始めています。現にその影響により、やむなく事業を停止している。本町による町内事業者への支援などについて、以下の点について伺います。

（１）町内事業者へ中東情勢による影響を把握はしているのか伺います。

（２）ナフサ不足により、事業を継続していくのに困難と認めた場合、町として具体的な支援は行わないのか伺います。

（３）町独自の金銭的な支援・補助金などを期待している事業者も少なくはないと思います。町としての具体的な対応について伺います。

３、１０年後、町の未来図についてです。

１０年後の本町の未来図について、以下の点について伺います。

（１）年代別の人口はどのようになっていますか。

（２）小中学校は、どのようになっているのか。

（３）町が保有する施設、縁の郷・庁舎・文化会館などはどのようになっているのか伺います。

以上でございます。

議長（石垣正博君） 答弁願います。初めに教育長。

教育長（関 一男君） おはようございます。

鈴木利博議員の大綱１つ目、部活動遠征時の安全管理の御質問に答弁いたします。

（１）の中学校での部活動遠征時における安全管理につきましては、これまでも学校において、引率教員の適正な配置や、スケジュールの事前確認などを実施しており、安全管理上に問題はないと認識しております。また、このたびの磐越自動車道の事故を受け、県教育委員会から県立学校の校長に対し、移動を伴う部活動の事故防止に関しての通知があり、本町といたしましても、この通知に準じ、さらなる事故防止と安全管理に努めてまいります。

（２）の親が送迎する場合の安全管理につきましては、部活動の移動時は、原則として現地集合・現地解散としておりますが、実際には保護

者の皆様の御協力により、自家用車への乗り合わせによる送迎が行われている部活動があることも認識、承知しております。これらは保護者の自主的な活動やボランティアとして行われているものであるため、学校や教育委員会による直接的な運行管理は行っておりませんでした。

しかしながら、生徒の安全確保は最優先課題であることから、今後は送迎時の安全対策について、学校と協議を重ね、具体的な安全確保に向けた取組に努めてまいります。

以上でございます。

議長（石垣正博君） 次に、答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

まず、中東情勢の影響による支援について答弁をさせていただきます。

（１）の町内事業者への影響につきましては、中東情勢緊迫化によるナフサ不足が生じ、製造、建設、包装資材など、多岐にわたる業種に深刻な影響を及ぼしており、町としても重大な危機感を持っているところでございます。

本年の４月以降、町内企業へ訪問をいたしまして、年度始めの挨拶も含め、中東情勢の影響や雇用状況など、各事業者の現状について現場の声を伺ってまいりました。

現在のところ、塗料や建材が供給されないような状況はないものの、調達遅延、価格高騰といった深刻な事例も認識をしているところでございます。

今後もヒアリングや窓口での相談受付などを継続いたしまして、日々変化する実態の把握に努めてまいります。

（２）の町としての具体的な支援につきましては、世界情勢に起因する構造的課題ではありますが、地域経済を支える事業者の方々への支援は必要だと考えております。

まずは、国や県の強力なセーフティーネット資金や制度融資などを迅速に活用できるよう、商工会とも連携をしながら、経営や金融に係る伴走支援を行ってまいります。

（３）の独自の金銭的支援・補助金等につきましては、直接的な現金給付は、財源の公平性や持続可能性の観点から慎重な判断が必要ではありますが、事業者の期待もあると受け止めているところであります。

本町といたしましては、国や県による事業者支援策の情報を迅速に入手し、事業者に対しての情報提供など必要な対応をしてまいります。

次に、大綱３つ目の１０年後、町の未来図についての御質問に答弁をい

たします。

（１）の年代別人口につきましては、町の総合計画では出生率の改善や移住促進などの施策を前提に、令和17年時点で6,950人を目標としており、14歳以下の年少人口は735人、率にして10.6%、15歳から64歳の生産年齢人口は3,656人、52.6%、65歳以上の老年人口は2,561人、36.8%となっております。

（２）の10年後の小中学校につきましては、本町では少子化が進み、現在の出生率を基に推計をいたしますと、10年後には現在より児童生徒数が減少し、小中学校ともに全学年が1学級になる見込みとなっております。こうした状況も踏まえ、将来的には小中一貫の義務教育学校も視野に入れ、具体的な議論を進めていく必要があると認識をしております。

（３）の公共施設の10年後につきましては、多くの施設が耐用年数を迎える中、公共施設整備計画に基づき建て替えや長寿命化を検討してまいります。

以上を申し上げ、1回目の答弁とさせていただきます。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4番（鈴木利博君） では、まず、再質問のほうに入らせていただきます。

まず、大綱1のほうの磐越自動車道の事故の件なんですけれども、これ例えば本町ではなかったわけなんですけれども、もしこれ本町であったと仮定した場合、教育長、ずばりどんなふうに思われますか。よろしくをお願いします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。教育長。

教育長（関 一男君） お答えいたします。

まず、とにかくこういった事故を起こさないということが大前提だと思います。こうした大変痛ましい事故に遭われた生徒の、あるいは保護者の方々の思いを察しますと、本当に心痛くなる、そういうような状況だと思います。

したがって、仮定としてということになりますが、こういった事故は決して起こしてはいけません。そのために、私たちがどのような安全策を講じるか。これは本当に学校の先生方と一緒に考えていく必要があるだろうと。万一こうした事故が起きたというふうに仮定した場合には、とにかく犠牲になられた生徒の、保護者の方々、あるいはけがをされた生徒さん、保護者の方々、そして生徒それぞれのケア、これをまず第一に考えなければいけないというふうに思います。これがまず私たちというか、その当事者の責務ではないかというふうに思います。と同時に、

あとは関係各機関と連絡を取って、連携しながら、最善を尽くしていくということになるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4 番（鈴木利博君） ぜひ大郷町に限らず、こういった事故がないように、未然に防ぐ対策は十分必要かなと思います。

それですね、ここの（１）の答弁にありますとおり、さらなる事故防止と安全管理についてということなんですけれども、これは今後の取組方にもよりますけれども、その具体的な内容として、例えば、今どのように例えば教育課のほうでは方針というか、何か考えていらっしゃるのか、もしあればお願いしたいと思います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（遠藤歩未君） お答えします。

先ほどの質問に対しまして、送迎時の運行ルールなどについて学校側と協議を重ね、学校側が策定する部活動の方針の中に移動時のルールや指針のほうを盛り込んでまいりたいと考えております。また、保護者会などの機会に、送迎時における安全運転の徹底や、体調不良時の無理な運転の回避などについて注意喚起を行い、安全管理の徹底を行っていきたいと考えております。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4 番（鈴木利博君） ぜひ保護者の方にはなかなか、理解できる保護者の方もいらっしゃるれば、なかなかそうでない保護者の方もいらっしゃると思いますので、その辺は何というんですかね、うまい対応をしていただいて、絶対事故のないようなまちづくりの一助になればと思います。

そして、先ほどの（２）ありますけれども、結局、今の保護者もなかなか忙しいとなると、結局乗り合いという形になるのが一般的かなというふうに思います。やっぱり重要なのは、やっぱりこのボランティアだからという何か、その何というんですかね、意外とボランティアだから、ちょっと責任がないみたいなというふうな感じで捉えちゃうと、結局それが事故の始まりになるのかなというのはありますよね。例えば、よく前の日ね、飲み過ぎて、次の日そのまま運行してしまうと。これがバスの事業者であれば、当然アルコールチェックとかってにはなるんですけれども、やはり自主的なボランティアとなると、アルコールチェックはあるわけではないと思うんですけれども、やはりそれはやはり周りの人

が見て、それちょっとやばいんじゃないのという場合はもうやっぱりとめる勇気とか、そういうことも当然必要ではないかなと思うんですけども、その辺はどうでしょう。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（遠藤歩未君） お答えいたします。

先ほど教育長の中でお話がありました、答弁の中でお話がありました県教育委員会からの通知の中に、各校で安全体制を整えることという一文がありますので、保護者の送迎についてもしっかり整えていければと考えております。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4 番（鈴木利博君） ぜひそういったことでよろしくお願ひしたいと思います。

特に今、部活動とかとなると、やっぱり経費をかけたくないというのが当然冒頭に出てくると思いますので、そうなるとやはり乗り合いはね、やはり出てくると思いますし、あと、やはりあんまり経費をけちらずといたらあれなんですけれども、その辺もうまく御指導の中に入れていただければなと思います。

続きまして、大綱 2 のほうに移りたいと思います。

大綱 2 のほうの（1）番においてですね、本年 4 月以降、町内企業へ訪問しということであるんですけれども、例えば、これ実際に何社ぐらいで、どういったところに訪問されたのか、もし具体的な内容が分かれば、教えていただきたいと思います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋 優君） お答えいたします。

こちら 4 月からということで、町長の年度始めの挨拶も兼ねてということで御訪問のほうさせていただいております。これまでというところで、おおよそ製造業であつたりといったところが多いというところではありますが、約 30 社程度を予定して企業訪問のほうさせていただきながら、いろんなお話を伺っているような状況でございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4 番（鈴木利博君） その 30 社が伺った中で、4 月と今 6 月ですけれども、約 2 か月ぐらいにわたっているのかなと思うんですけれども、ずばりナフサ問題というのは、民間の人と、その役所の人とちょっと考えが違ふと思うんですけれども、単刀直入にナフサ問題はどういうふうに捉えていらっしゃるのでしょうか。例えば、すごい深刻なものなのか。それとも、まあ

まあ大丈夫なのか。その辺どうでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋 優君） お答えいたします。

企業様によって、業種によってというところもあるかと思います。ただ、業種に限らず、ナフサの影響というのはいろんな様々なところ出ているというふうなお話は伺っておりますので、今後この状況が続いたときに、それぞれの企業さんのほうで大変な状況にもなり得る可能性はあるのかなということで、今後の動向を見守りたいと思ってございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4 番（鈴木利博君） そうですね。私もこのナフサ問題は非常に深刻に思っていて、ちょっと過剰に心配しているのかなと思うんですけども、これが本当にあと半年も続いちゃうと、何か日本自体が何か目詰まりでもしちゃうんじゃないかなというふうに、ちょっと私個人的には思うところがありまして、やはり地元の企業においても大分ダメージも受けているところも少なくはないのかなと思いますので、やはり支援というんですかね、セーフティーネットとかもいろいろあるんですけども、その辺、でも、実際私も思うんですけども、なかなかその商工会からとか、今、そういったセーフティーの話もないし、その融資だとか、その支援するとかという具体的なまだ話までは行っていないのかなと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋 優君） こちらの融資の関係であつたりといったところでは、今回の中東情勢に絡んでというところで、今後しっかりと恐らく国であつたり、県であつたりというところからも情報の発信はされるかと思ってございます。そちらの情報については、しっかりと町としてもホームページなり、それから実際の企業さんになりということで、周知できるように努めてまいりたいと思ってございます。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4 番（鈴木利博君） やはり地元の企業をやっぱりある程度支えるところという、そういう考えは非常に大事かなと思いますし、やはりこの地元の企業を満足にというか、支えられないで、やっぱり企業誘致はないと思いますので、やはりこれからも地元の企業をより一層支えていただくのは必要ではないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

町長、町長、そういえば当選した直後、企業訪問いろいろされたと思

うんですけれども、やはり町長としても、やはり地元の企業をやっぱり生かさないといけないと思いますし、やはり共存共栄していくのはもうこれは必須だと思いますので、町長の考えとしてはいかがですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 今、お話出たとおり、就任直後、まずもって町内の企業を一巡させていただきました。今回の中東情勢による影響というのは製造業が主ですが、製造業に限らず、多くの企業が影響を受けているということは事実であります。その中で製品が入らないというより、遅れて入ってくるとか、あるいは価格が高騰しているというようなお話も伺っておりますが、ただ、今現在、本当に物が入ってこなくなっていて、操業停止、あるいはということに事態とか、あるいは倒産に影響するところまでは行っておりませんが、ただ、影響がこれがどこまで行くかというのは不透明であります。そういうことで、そのことを考えれば、これからもう少し危機的な状況になるということであれば、町として緊急的な支援もやっていかなければならないとも思っております。今、議員がお話ししたとおり、町内というか、町の産業の基本、基盤を支えていただいている各企業様でございますので、そういった皆さんとともにやはりまちづくりにつなげていく必要もあると思いますし、将来の次の10年後の未来図というか、そういった質問もありますが、将来を見据えた場合に町内の定住促進も大きな課題でありますので、そういった場合にやはり若い人たちに大郷町に来ていただくために、雇用の場を今までもありますが、これまで以上に創出をしていかなければならないということだと思いますので、いずれにしても既存の企業に対する支援策を十分図っていき、さらに町外から大郷町を選んでいただけるような、各企業様から選んでいただけるようなまちづくり支援も図っていかなければならないとも考えております。そういった意味で、今回の中東情勢に係る経済危機について町としても注視をしながら、企業さんと連携を取りながら、町でできる支援策ももし必要であればやっていくということ、先ほどお話ししたとおり、申し上げたとおりでありますので、町としてもこれからしっかりと商工会とも連携をしながら、情報を収集しながら、対応してまいりたいと思います。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4 番（鈴木利博君） ぜひ、そういった町の地元の事業者、事業者ならず、今後物価高騰もなっていくと町民自体も多分影響が出てくると思いますので、併せてお願いしたいと思います。

続きまして、大綱3に移らせていただきます。

(1)の町の総合計画において、令和17年時点での14歳以下の子供さんの数を見ると735人ですか。これを14で割ると、1歳当たりの平均が大体52人なるのかなと思うんですけども、合っていますよね。となると、去年のちなみに出生数は何人だったんですしたっけ。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（高橋裕美子君） お答えいたします。

令和7年度の出生は20名となっております。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4番（鈴木利博君） 20名ですよ。やっぱり総合計画では52人ぐらい、約半分以下となるのかなと思うんですけども、これなかなかね、やっぱり人を増やす、子供を、人口を増やすといっても、なかなか右から左にはならないと思うんですけども、でも、やはりこのやっぱり10年度の本町のことを考えると、やっぱりこれはもう避けて通れない、人口、子供の出生数については避けられない問題だとありますので、実際その町として、今後10年後のことを本気で考えるならば、やっぱりどうしたらその出生数、人口を維持していけるのかなというふうに、どういうふうな策をしたらいいのかと、どういう策をしたらいいかと思いませんか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） お答えいたします。

10年後のその人口のほうを増やすといいますと、1つ、2つというふうな策では間に合わないのかなというふうに考えてございます。例えば、空き家バンクの活用でありましたり、そういったことによる移住者向けの住宅支援制度の充実でありますとか、あと当然保育環境の充実、子育て世代への経済的な支援、地域全体で子供を見守る体制づくりなど、様々な施策を打っていくことが必要かなというふうに感じてございます。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4番（鈴木利博君） ごもつともだと思いますけれども、でも実際、今回まちづくりの課長さんが替わって、どうですか、手応えは感じられますか。言うのは簡単ですけども、実際に10年後。今ね、子供たちも来ていますから、どうですか。手応えは感じそうですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） 全力で感じていきたいと思っています。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4 番（鈴木利博君） ぜひそう願いたいところではありますけれども、先ほどちょっと前に出ました空き家バンクなんですけれども、私も議員になって間もなく3年たとうとしているんですけれども、正直言って空き家バンクあんまり効果が出ていないのかなと思うんですけれども、今度課長さんも替わったことですので、ぜひ何かぎゅっと飛躍するような、何か対策とか、実際考えていらっしゃるのか。もしあれば、お願いしたいと思います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） 御指摘のとおり、空き家バンクのほうからの現実的な数字というのは、あからさまな数字というのは出ておりませんでした。そこでですね、民間企業さんのお力をお借りいたしまして、その空き家関係に強い企業さんのお力をお借りしまして、今後、町とタイアップして、そのところは加速度的にアップさせたいと考えてございます。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4 番（鈴木利博君） ぜひ御期待を申し上げますので、よろしくお願いします。

続いて、（2）番目ですね。少子化が進んでいくとなると、小中学校の学年も1学級になるということと、あと今の小学校、中学校、小学校か、大分建物も古いということも考えますと、当然小中一貫校というのもそんなに遠い話ではないのかなと思うんですけれども、この辺についてはどうでしょうかね。何か、具体的な計画とかは。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（遠藤歩未君） お答えします。

小中学校の統合も見据えた中で、建て替えなどを行っていきたいと考えております。建物についても、10年後には築50年を超える建物になってしまいますので、建て替えたいと思いますが、ただ、財政の件もありますので、ちょっと財政のほうも検討しながら、対応していきたいと考えております。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4 番（鈴木利博君） そうですね。子供も少なくなつて、建物も50年たつて、もう何かね、学校生活もできないような建物では、やはり子供さんも、保護者も大分不安要素もあるのかなと思いますけれども、財政面は確かにありますけれども、やはり子供の安全、安心を考えると、建て替えもこれは避けては通れないのかなとは思っているんですけれども、その辺町長ど

うでしょうか。お願いします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 学校の建て替えということのお話なんです、いずれにしても耐用年数が近づいております。改修というか、建て替えの時期が来ることは間違いないです。遠い将来ではありません。そこも計画というか、視野に入れながら、あるいは今後の人口動態、出生率は少ないということでもありますので、いかにして若い世代の方、子育て世代の方、また若者世代の方々に大郷町を選んでいただけるかという政策も当然必要でありますし、そのことが実になれば、恐らく小中一貫校じゃなくて、今現在の2クラスの維持も可能かと思えます。でき得るならば、そういった方向を目指してまいりたいと思っておりますし、そのためのこれまでも子育て支援やら、教育の環境の整備ということで、いろいろ他の市町村に勝るとも劣らないような事業内容で進めてきたんですが、それがなかなか伝わっていない部分もあるかと思えます。そこをしっかりとした分かりやすいような、例えばワンペーパーで要約できるようなチラシ広告の在り方、あるいは町としてのホームページもそうですが、情報の発信というものが大事なんだと思います。さらには子育て世代の方々に選んでいただけるような町となるべく、住んでいただける、まず場所も必要だと思いますし、これからそういった方々を対象とした宅地整備というか、住宅整備も当然必要になってくるかと思えます。その辺も国の制度というか、交付金、補助金制度も活用しながら、町で今でき得る事業内容を今検討している段階でございますので、そういったことでやっていただく。あるいは先ほどの質問にもありましたが、雇用の促進という、あるいは雇用の場の拡充というか、そういったことも当然必要でありますので、そこにやはりこれからもっと力を入れていかなければならないんだと思います。

たまたま今現在は、ここ数年の推移を見ますと、町内から町外に出ていく人よりも、今は日中の人口は大郷町に入ってきていただける人口のほうが多くなっているところがございますので、そういったことにやはり着目をしながら、そのことは企業さんともお話あるんですが、なかなか町内から雇用がなかなか確保できていないということも言われております。遠くから石巻とか、石越、登米とか、そっちのほうからも何か来ていただいているようでございますので、そうすると、やはり住んでいただける場所も必要なかなとも思っておりますし、そういった政策も積極的に取り入れながらやっていければ、皆さんの望むようなまち

づくり、そして町がもうちょっと活気づくというか、活性化できるまちにつながっていくかと思っておりますので、今、そういう諸施策についてできることからやっていこうということで、各課で連携をしながら今取り組んでいるところでございますので、成果は一長一短では出ないと思いますが、そういう取組をしているということを御理解いただき、そして皆さんの期待に応えられるようなまちづくりにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4 番（鈴木利博君） そうですね。やっぱり10年後のことを本気で考えていくのであれば、やはりそういった町長の考えを実行していただいて、やはり住むところですね、まずはね。昨日の一般質問でもありましたけれども、あとスーパーとか、やはり住むのにはやっぱりいろいろなインフラとか、最低限のものもないと、やっぱりなかなか人も来ないのかなと思いますので、そこは総合的に進めていただければよろしいんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願いします。

続いて、（3）番目の公共施設の整備計画についてですね。例えば、これ全ての建物というとなれなんですけども、例えば、何個かちょっと絞って、まず1つ目のその縁の郷、今、休館になっていきますけれども、10年後はどうでしょうかね。どういうふうに見えていますか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋 優君） お答えいたします。

縁の郷でございますが、10年後におきましても、縁の郷が多世代で交流できる施設として有効活用できるよう、現在これまでの一括での指定管理といったところのやり方にこだわらずというところで、個別施設の元の注釈というところも含めて、いろんな可能性含めてですね、企業様とお話ししているような状況でございますので、今後10年後についても、あの施設についてはしっかりと有効活用できればと、町としては思っているところでございます。

以上でございます。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4 番（鈴木利博君） 10年後もそうですけれども、1年、2年後にぜひ縁の郷が花開くようなほうに進んでいただければと思います。

続いて、庁舎、役場ですね。役場庁舎は今建て替えの話もありますけれども、10年後はどうでしょうか。どんな未来がありますかね。

議長（石垣正博君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（伊藤義継君） お答えいたします。

庁舎に関しましては昭和54年の建設ということで、耐用年数が50年でございますので、令和11年には耐用年数を迎える予定となっております。そのため、現在は様々な改修を加えながら、長寿命化を図っているという状況でございます。ただ、10年後におきましては、当然、新たな庁舎というものも検討しなければいけないということから、町の中ではプロジェクトチーム等結成しながら、現在、現状としましては、庁舎建て替えの場合のスケジュールとしては、令和17年度開庁を目指したものとして考えているところでございます。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4 番（鈴木利博君） 町のなかなか財政も厳しいというところもありますので、やはり建て替えもいいんですけども、なかなかその辺ちょっと慎重な判断が必要なのかなと個人的には思うんですけども、その辺、町長どうですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 非常に厳しい状況にあることは間違いないです。現段階で現在庁舎の建て替え建設については、令和17年ということで設定をしておりますが、今、議員御指摘のとおり、財政状況も考えなければならぬと思いますので、その辺も踏まえながらいくと、令和17年でできればと思いますけれども、ただ、昨日の質問にもお答えさせていただきましたが、まずもって公共施設ほかにもあります。特に教育施設、学校のお話もありましたし、あるいは文化会館等もそうでありますし、あらゆるところが耐用年数に近づいているということでもありますし、そのほかにインフラですか、生活インフラの上下水道の経費、修繕費等多額が予想されている状況でもありますので、なかなか難しいところあると思います。ただ、庁舎建設についてはもしかすると若干先送りになる可能性はあるかもしれませんが、現段階で先ほどお話ししたとおり、10年後、令和17年で設定をしております。もし変更となればというよりは、皆さんのほうに、議会の皆さんに、公共施設の全ての管理計画、今後の整備計画についてお話しする場をなるべく早い時期に、今年度というか、できれば9月議会までの間に示していきたいなとも思っております。あらゆるところでその辺も検討させていただいて、情報を共有しながら、今後の計画を皆さんとともに進めてまいりたいと思いますので、その辺の御理解をよろしくお願いしたいと思います。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4 番（鈴木利博君） なかなか町も財政が厳しいというのは分かります。でも厳しい、厳しいと言っている、やはり替えていかなくちやならないのも、これも現実だと思いますので、よりよい皆さんと知恵を絞りながら、何ていうんですかね、今後のまちづくりにしていければと思います。

以上で、一般質問を終わります。

議長（石垣正博君） これで鈴木利博議員の一般質問を終わります。

次に、1 番鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君） それでは、通告順位 7 番、鈴木安則、通告書に沿って質問させていただきます。

まず、大綱 1、大郷町かわまちづくり事業の進捗について。

SSP 事業の撤退により、今後かわまち事業に寄せる期待はますます大きくなっていることから、以下の点について伺います。

（1）レジリエンスベースの進捗状況について伺います。

（2）交流拠点施設の予定について伺います。

（3）河川敷を利用した各エリアの概要について伺います。

大綱 2、粕川地区防災コミュニティセンターについて。

令和元年10月13日に発生しました、大郷町始まって以来の未曾有の大水害から 7 年目を迎えました。国、県、町の支援により復興のシンボルとなる防災コミュニティセンターが令和 7 年に完成し、様々な諸団体に使用していただき、大好評でございます。今後ますますの御利用をいただくために、下記の 3 点について伺います。

（1）コミセン緑地帯の今後の整備について伺います。

（2）水害の記憶を風化させないための施策について伺います。

（3）ミズベで乾杯、恒久的に開催するのか伺います。

大綱 3、SSP 事業予定地の基盤整備再編入の状況について。

（1）60ヘクタールの再編に向けた同意は100%得られたのか伺います。

（2）関係機関との協議は開始されたのか伺います。

よろしくお願いします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 鈴木安則議員の大綱 1 つ目、大郷町かわまちづくり事業の進捗についての御質問に答弁をさせていただきます。

（1）のレジリエンスベースの進捗状況につきましては、第 2 回かわまちづくり事業に関する調査特別委員会において、国土交通省から令和 12 年度中の完成予定との説明があったところでございますが、現在も計

画工程どおり順調に進んでいると伺っております。

具体的な進捗といたしましては、現在は引込み沈下対策の矢板の打設、新規の用水路の設置が完了し、来月頃から盛土に着手する予定と伺っております。

今後とも事業スケジュールに遅れが生じないように、引き続き国土交通省と緊密な連携・調整を図ってまいります。

(2)の交流拠点施設の予定につきましては、レジリエンスベースの盛土が完成した後、令和13年の工事着手を想定いたしております。

多くの利用者の皆様に喜ばれ、親しまれる機能を備えた魅力ある交流拠点施設となるよう、しっかりと検討を進めてまいります。

(3)の河川敷を利用した各エリアの概要につきましては、現行のかわまちづくり計画において、多目的広場をはじめ、パークゴルフ場、キャンプ場、バーベキュー場、そしてドッグランといった施設整備を計画しているところでございます。

実際に利用される皆様の御意見をお聴きしながら、多くの方々に喜ばれ、親しまれる施設となるよう検討を進めてまいります。

次に、大綱2つ目の粕川地区防災コミュニティセンターについての御質問に答弁をさせていただきます。

(1)緑地帯の整備につきましては、防災コミュニティセンター西側の広場に芝の種子散布を行うとともに、広場を囲むアスファルト舗装や防護柵の設置を計画しているところでございます。

(2)の水害の記憶を風化させないための施策等につきましては、令和元年台風19号における被災の経験と教訓を忘れることなく次世代に継承し、町民の皆様の防災意識の高揚を図ることは、極めて重要であると考えております。

本町におきましては、これまでも大郷町民防災の日に合わせた防災訓練の実施、ミズベで乾杯などのイベントにおけるパネル展示など、啓発活動を行っております。

今後とも、これまでの取組を継続するとともに、より多くの町民の皆様、とりわけ災害を知らない若い世代に記憶が確実に受け継がれる取組に努めてまいるところでございます。

(3)のミズベで乾杯の継続開催につきましては、主催であります大郷町かわまちづくり協議会において協議し、決定する内容にあります。

本町といたしまして、多くの町民の皆様に親しまれ、喜ばれている大切なイベントであると認識をしております。今後も継続して開催できる

よう、協議会と緊密に連携しながら、必要な支援と協力を行ってまいります。

次に、SSP事業予定地の基盤整備再編入の状況はの御質問に答弁をさせていただきます。

(1)(2)については関連ございますので、併せて答弁をさせていただきます。

前川地区圃場整備事業への編入について、60ヘクタールの地権者及び耕作者、合わせて75名全員の方々から編入を希望するという回答を得たところであります。この結果については、4月に75名の皆様へ文書で通知をいたしますとともに、県仙台地方振興事務所、鶴田川沿岸土地改良区に直接報告をさせていただいております。

関係機関には、60ヘクタールの地権者の皆様の御意向について認識をいただいておりますので、今後、編入に向けた協議を行っていくこととなります。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1番（鈴木安則君） それでは、質問させていただきます。

まず、大綱1の(1)レジリエンスベースに交流拠点施設及び駐車場整備という予定ですが、このベースの最大の目的について、災害時に自家用車及び農業機械等を含む一時的な避難所という大前提がございます。その中で、平常時はこのベースを利用した交流人口や関係人口の増加を目指して、にぎわいの拠点とすることが町の活性化につながるかと思えます。

そういう中で、令和12年度の完成ということなのですが、盛土した、何回か、2年間は地盤沈下を想定しておくということではあるんですが、今もそういう予定で進んでいますでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（櫛濱 学君） お答えいたします。

計画は三段階に分けて盛土を行いますので、まず、一段階目に盛土をした後に1年の存置期間、二段階目に盛土をした後に2年間の存置期間、最終的に三段階目の盛土を行いまして、完成というスケジュールで聞いております。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1番（鈴木安則君） じゃ、その三段階に盛土をやった期間で、令和12年度中の完成予定という形の捉え方でよろしいんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（櫛濱 学君） レジリエンスベースの完成については、そのとおりでございます。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君） ありがとうございます。

それと、今のレジリエンスベースの北側のほうに用水路設置が完了したという形ではあるんですが、この用水路についてちょっとお伺いしたいことがございます。

今、レジリエンスベースの北側から東側にかけて、用水路が完成しております。で、途中に出入口にグレーチングがあるんですが、そのグレーチングの上流の部分について、非常に用水路の深さが高い、高いという表現は、深いということですね。ですから、1,500ぐらいありますので、最悪子供が転落した場合には、ちょっと非常に生命の危険を感じるということで、そのグレーチングの上の部分だけでも、深い部分だけでもいいんで、蓋とか、それともフェンスとか、それとかガードレールとか、侵入できないような形に取れないか。前に、50年前に今の30アール基盤整備したときに、改良区のほうでは道路に近い用水路、民家に近い用水路には全部硬めのフェンスが張られています。そういうふうな形をぜひ取れないのかなということについて伺います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（櫛濱 学君） お答えいたします。

水路の入替えに関しましては、もともと600の深さの水路が入っていたものの、新しい水路は700から1,300の深さのものに入れ替わっているというところまでは、町としても認識してございます。

ただ、蓋をかけてしまうと、あそこは農業の用水路としても利用されておりますので、泥上げとかの維持管理にも支障が出るというようなところもございますので、蓋がよいのか、あと転落防止用の柵がよいのかというところは、検討した上で対策をしていく必要があるかなというふうに考えてございます。

ただ、あちらの今回の水路に関しましては、国のレジリエンスベースで整備したものとなりますので、今後、国の工事の中でそちらの対策もしていただけるのかどうかを相談した上で、調整を進めていきたいというふうに考えてございます。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君） ありがとうございます。

ただ、ベース自体完成するのが令和12年度ということなのですが、用水にはもう今年からの用水としての水が通っておりますので、この辺につきましてはぜひ早急な対応策を取っていただきたいなというふうに思います。よろしくどうぞお願いします。

それでは、(2) 交流拠点施設の予定についてでございます。この交流拠点、令和13年の着手想定とございますが、これについて伺いたいと思います。

まず、建築後の交流拠点施設の指定管理者等について伺います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（櫛濱 学君） 完成後の指定管理者につきましては、現在調整中でございます。現段階では未定でございます。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君） それに関連することになるんですが、飲食テナント及びイベント出店者とございますが、これについてもお伺いいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（櫛濱 学君） そちらについても今調整を進めさせていただいておりますが、今、現段階ではまだ未定でございます。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君） その部分について、大郷町かわまちづくり協議会というのが発足していると思います。今年メンバーの入替えがあったと思うんですが、その協議会の開催はどのぐらいの頻度で開催をして、どういった内容が今話し合われているのか、もしよければ聞かせてください。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（櫛濱 学君） 協議会につきましては年4回を想定してございまして、4月に一度開催しております。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君） 交流拠点施設について、年4回ということで今お話しいただきました。ぜひ4回でも、5回でも、10回でもやって、皆さんの意見を聴きながら、みんなの納得できるような交流施設をぜひ造り上げていただきたいなというふうに思います。

そういう中で、昨日、赤間則幸議員から出ましたね、温泉施設と。これパクってはいるんですが、非常に今のときに有効な集客施設になるだろうというふうに考えております。道の駅でも、このかわまち事業の中でもいいんですが、ぜひ水源というその場所にもよりますので、なかなか大変だなというふうには思いますが、人の集客という部分について非

常に大きい効果が得られると思うんですが、これ町長いかがお考えでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 交流施設のところにということでありますけれども、はっきり申し上げて、地質調査等からまず入らなきゃないと。御案内のとおり軟弱地盤ということで、レジリエンスベースの盛土をするにしても、相当の時間を要するというような地盤の場所でありますので、なかなか可能であればですけども、それらはこれから協議会も何回も開催をしますし、その中で今まではその要望は出ておりませんが、そういった声もあるということも踏まえながら、今後の協議会の中で話題提供をしながら、実現可能であればということの中でやっていければと思っておりますが、なかなか現段階で難しいかもしれませんけれども、いずれにしても効果的な交流施設になって、皆さんの望むような内容につながっていくことを期待しているわけでありますので、温泉がもし可能でなくなった場合においては、別の何か活性化につながるような交流施設として効果的な内容につなげていければと思っておりますので、今の御意見も踏まえながら、今後の協議会の中で検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。よろしくお願いします。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君） 町長の前向きな御回答、本当にありがとうございます。

それでは、（３）に移りたいと思います。

河川敷を利用した各エリアについてお伺いします。

今現在、バーベキュー場、パークゴルフ場、多目的広場、キャンプ場、その他というふうにあります。この辺について、現段階での状況、もし分かれば伺いたいと思います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（櫛濱 学君） お答えいたします。

かわまちづくり計画の中では、今、お示ししたパークゴルフ場、あと多目的広場、キャンプ場、バーベキュー場、ドックランといったものの整備が位置づけられてございます。

ただ、今の進め方といたしましては、まず全体の整備を一気に進めるのではなく、まず２ヘクタール、小規模なものから整備を進めてみて、状況を見ながら拡大していくというような方針で進めさせていただきたいと思っておりますので、まずはその２ヘクタールの中に多目的広場、パークゴルフ場を整備する方向で今検討してございます。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君） ありがとうございます。

この辺につきましては協議会ははじめ、そのときの状況等々によって、いろいろな形で変わってくるのもやむを得ないと思います。

そういう中で、今、子供たちの遊び場を見ていると、ちょっとした山一つだけでも子供たちが喜んで遊ぶというような状況がいろんなところで見受けられるんですね。ですから、大金をかけて全部の整備するということじゃなくて、お金をかけなくとも子供たちを呼べる、子供たちが来るということは親が来る、親が来ると大体家族が来るというようなことで、集客能力的には非常に子供の遊び場優先にするのが一つの集客力強化につながるのかなというふうに考えます。

そういうようなことで、今ありましたがバーベキュー、パークゴルフ場、多目的広場、キャンプ場にこだわらず、いろんな意見を聴きながら、ぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

そういう中でこのかわまち事業につきまして、皆さんとつくに御存じだと思っんですが、ちょっと一言だけ、ここで説明を聞いていただきたいなというふうに思います。

かわまちづくり事業は台風19号災害で甚大な被害を受けた中粕川住民が近くに安全なエリアがなく、多くの車や農機具が被災したこともあり、地区内に水防災拠点（レジリエンスベース）を造ってほしいと国に要望し、これを受けて、国が被災地の復興の一環として、水防拠点を兼ね備え、地域ににぎわいをもたらす施設として進められてきているのがかわまちづくり事業です。町単独ではできない施策でもあり、国が町の発展のきっかけとなるよう造っているものです。町としても知恵を出し合い、よりよいものにしていくべきと考えますが、町長いかがでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 今、議員お話ししたとおりの内容、事業でございますので、町としても可能な限りの支援というか、協調しながら、事業推進に努めてまいりたいと思います。

議長（石垣正博君） ここで10分間休憩といたします。

午 前 1 1 時 0 0 分 休 憩

午 前 1 1 時 1 1 分 開 議

議長（石垣正博君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君） それでは、大綱2に移ります。

粕川地区コミュニティセンターについて。

先ほどこまでやったかな。まず、最初から行きます。

令和元年10月13日に発生した、大郷町始まって以来の未曾有の大水害が発生してから7年目を迎えました。国、県、町の支援により復興のシンボルとなる防災コミュニティセンターが令和7年に完成し、様々な諸団体に使用いただき大変好評ですという中で、今後ますますの御利用をいただくために、下記3点について伺います。

まず、当初計画において、屋外避難施設の建設や防災避難緑地の整備（公園的なもの）というもの当初あったわけですが、その辺について現時点での内容をお伺いします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（櫛濱 学君） お答えいたします。

屋外避難施設につきましては、昨今の物価高騰及び町の財政状況を勘案いたしまして、本事業での整備は見送ることといたしております。

また、公園遊具につきましては、都市防災総合推進事業において、交付金の対象外となる旨、県から指導がありましたので、同様に本事業の整備は見送ることといたしました。

今後の施設整備につきましては、避難緑地の利用状況や地域の皆様からの御要望を伺いながら、必要な施設の整備を検討してまいりたいと考えてございます。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君） 非常に残念な状況ですがね、やっぱり財政的なものと言われると、何も言えないのかなと。

そういう中で緑地がございますので、別な角度から、誘客できる場所として何か活用方法はないのか。その辺について、今、検討されているか、されていないのか伺います。

議長（石垣正博君） 復興推進課長。

復興推進課長（櫛濱 学君） お答えいたします。

誘客できるというような検討は、今後かわまちづくり事業のほうが進んでいきますので、そちらとの相互関係を保ちながら、あちらには防災コミュニティセンターという立派な施設がございますので、そちらの施設を利用しながら、誘客を図っていただければいいなというふうに考えているところでございます。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君） 分かりました。

(2) 水害の記憶を風化させないための施策等について伺います。

先ほど町長の答弁にもあったように、大郷町民防災の日、またはミズベで乾杯というようなことで、いろいろ施策をやっていただいている中で、ちょっと私が思うのはですね、コミュニティセンターの中に、例えば皆さん使っているときに、この通路を通ると思うんですね。その通路の壁面に、令和元年に起きた水害のパネルを時系列的に掲示してもらえないかなと。やっぱり見れば、ああ、こういうことが起きたんだと。で、こういう復旧をしたんだと。最後は、こういう形で復興したんだと。そのコミュニティを見れば、これがその部分の最終形なんだと。その前に、何でここにコミュニティセンターができたのということを、やっぱり一目で分かるような写真なんか、多分パネルにしても何千万円とか、何億円とか、かかるものではないと思うんですね。ですから、パネルを何十枚か、当初のパネルというの、多分写真はいろんな方持っていると思うんですが、そういったものを通路の壁面に掲示してもらおうと、いろんな方がコミセン使っていただいている。そういう中であの通路を通ると、ああ、こういったことが時系列的に起きたんだと、やったんだと、できたんだというふうに見てもらえれば、水に対する意識というののもまた変わってくると思うんですね。

令和元年のときの台風について、いろいろ報道で被害がなかったとか、死亡者ゼロという奇跡の町ということをやっているメディアもあったんですが、私的には奇跡でも何でもねえと、やることをやった結果だと。そのやることをやったというのは何かということ、過去の水害、例えば昭和23年のカスリーンとか、アイオン台風とか、そのあとに8.5豪雨とか、いろいろあの地区については物すごく過去からそういった水害の経験をしていると。そういう水害の経験を、区民たちが一つの何ていうんでしょう、水に対する心構えというのができているかと思うんです。それが粕川地区の区民だけじゃなくて、大郷町民全員がそういうふうな意識を持っていただくことが非常に大事だなということで、こういったパネル展示をぜひしていただきたいと。あした、あさってやってくださいということではありません。これは多少時間かかってもですね、ぜひ水害起きたときから時系列的に分かるような形でのパネルを展示、これぜひよろしくお願いしたいなと。よく東日本大震災でテレビなんかで見ていると、震災遺構とか、伝承館とか、語り部とか、いろいろございますが、そんな大げさなものは要らないと。もう写真を並べて、日付をつけるだけでもう十分だと思うんですね。そういうようなことをぜひ検討いただ

きたいんですが、これって担当の方どちらになるんでしょうか、お聞きします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君） お答えいたします。

粕川防災コミュニティセンターにつきましては、担当する課でより多く使っていただくための管理というか、そういう場がございますので、その後使わせていただいて、検討のほうさせていただければと思います。以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君） 裏の声で、町長からも聞いたほうがいいということです。町長すみません。ちょっと町長の考えをいただきたいと思います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 今、課長申し上げたとおりなんです、その関係する方々の声、要望が一番だと思います。そういうことを踏まえながら、もしどのような形態がいいかも含めながら、皆さんの声を聞きながら、検討させていただければと思いますのでよろしくお願いします。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君） よろしくお願いいいたします。

それでは、（３）のミズベで乾杯、これ恒久的に行うのかということで、これにつきましても今年も７月４日、ミズベで乾杯 in おおさとが開催予定です。昨年、第２回の昨年は来場者数１,８００人となり、工事用の道路を使って道路にお絵描きとか、そういった部分でも１６０人ほど参加しております。ほか災害対策車両等、工事用車両、消防車両等が子供たちがふだん間近で見られないこともあり、大変喜んでいました。また、午後７時７分に行われた乾杯には５００人ほどの人が集まる、大変なにぎわいでした。

今、大郷町に必要なにぎわいの場として、それこそが今この場にはあるんでないかなというふうに思います。町、国の協賛イベントとして、粕川地区のみならず、今後大郷町の一大イベントとして恒久的に開催することが町の活性化につながるということで、先ほどの答弁の中にも、これが大郷町かわまちづくり協議会が主体でやっているという形をお聞きしました。これ大郷町のかわまちづくり協議会においては、役場からの担当者ということで何人か入られているんですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（櫛濱 学君） お答えいたします。

事務局といたしまして、復興推進課、あと商工観光課のほうが入って
ございます。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君） これについては恒久的開催をするか、しないかということ
で、これかわまちづくりの協議会の中でということなんですが、これ
については先ほどもお話ししたとおり、一大イベントとなりつつござい
ますので、ぜひ恒久的に、もう恒例の行事という形で大郷町の皆さんか
ら認識してもらえよう、恒久的な開催をしていただくように、大郷町
かわまちづくり協議会のほうにも、町からとしての要望としてぜひ届け
ていただきたいなというふうに思います。それについては町の皆さんお
話しできますか、大丈夫ですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（櫛濱 学君） お答えいたします。

最終的には協議会での判断となりますけれども、町からの提案として
は可能でございます。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君） それでよろしくお願いします。

それでは、大綱3に移りたいと思います。

大綱3、SSP事業予定地の基盤整備再編入の状況についてお伺い
いたします。

まず、（1）60ヘクタールの再編入に向けた同意は100%得られたのか
伺うというようなことで、同意は得られたということは情報はいただい
ております。この100%完璧に同意をもらったのか。もしくは、あとは
100%同意をもらっても、すんなりもらっているのか。それとも、ある
程度ちょっと難航した部分があるのか。そういったところがあれば、伺
いたいなと思います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

この75名の方につきましては、会議を開催した際に既に希望するとい
う形で置いていかれた方もいますし、後からお手紙でいただいた方もお
ります。その中には、やはり75名の方いらっしゃれば、当然いろいろな
お考えの方もいらっしゃいますので、そういった方々については丁寧に
説明をしながら、説明を繰り返しながら、最終的には御同意いただいた
ということでございます。

以上でございます。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君） それぞれの皆さんの意見があったということなんですが、一番大事にしているのは、その地権者の皆さんの意見をしっかり聞き入れて、今回30アールの田んぼを2ヘクタールにするという意図をしっかりと理解していただいた中での同意だとは思いますが、やっぱり地権者のいろんな思いがあると思うんですね。線上からこっちはどっちだ、50年前にお金を出して、30アールにした土地なんだと。今回2ヘクタールにするというようなことですね。いろいろ、その地権者それぞれの思惑があると思うんですが、そういったものを十分聞いた上で、再編の意味を伝えていただきたいなというふうに思います。

それと、これがステップ1だったと思うんですが、そのときステップ2として、関係機関との協議をスタートするという事で、関係機関というのが私の認識だと、宮城県と大郷町と改良区ということで認識しているんですが、そういう認識でよろしいのか伺います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

議員さんのおっしゃるとおり、関係機関はそのとおりだと思っております。いずれその県、改良区、町のほうでいろいろ協議を重ねて、協議がどんどん整っていった中で、最終的には国のほうにも協議がされるのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君） ステップ2の関係機関との調整、今、入っているということなんですが、これについては順調にいつているというふうに捉えていいのか。それとも、もしくはあとはその三者でしっかり情報が共有できているという形で受け取っていいのか、ちょっと伺いたいと思います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

その三者につきましては、同じ会議の中で、同じく皆さん集まっていたいて、しっかり情報のほうは協議させていただいております。その中で、今後どのようにこの地域について編入を進めていくのかというのを、共通認識の中で進めているところでございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君） まず、そういった協議について、しっかり情報を共有し

ながら、再編入のほうに取り組んでいただきたいなというふうに思います。

これ関係する部分かどうか分からないんですが、これ私個人の心配事としてお聞きしますが、先ほどの利博議員ではないんですが、中東情勢において、いろんな資材、原油等が値上がりしていますという中で、今の360町歩の基盤整備というのが順調に今進んでいるんでしょうか。伺います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

今のところ、県とも確認しておりますが、スケジュールどおり、今のところ進んでおる状況です。ただ、今後その中東情勢がどのように影響するかというところはちょっと分かっていませんけれども、今のところは順調に進んでおります。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君） 非常に安心をしました。

ということは、石原地区のほうからスタートするという話を伺ったんですが、それは間違いはないんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

実際に測量であったり、実施設計というのは石原地区、令和7年度に県のほうで発注しておりますが、着工についてはまだはっきりと決まっておりません。どの地区から工事着工するかというのは、県のほうで今後、換地委員会等の意見も含めながら、決定する見通しとなっております。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君） ということは、360町歩の基盤整備着手というのは、県と何委員会でしたっけ。換地委員会、換地委員会ですね。換地委員会の中で、しっかり日程が決まっていくという認識でよろしいでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

県営事業ですので、その換地委員会、地元の代表者の皆様の意見を踏まえて、県のほうがどこから始めるかというのを決定していくということになると思います。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君） では、その辺について、大方のいつ頃というのは今のところつかめていますか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

手続等々がございます。それが順調にいけば、令和 9 年度着工を指しますということで県のほうから聞いております。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君） 令和10年着工。（「9 年」の声あり）9 年。それまでは、各箇所の設計業務という形で捉えてよろしいですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君） 分かりました。そういったことが順調に進んでいただけるよう、町としても十分情報共有をしながら、この先進んでいっていただきたいなというふうに思います。

これで私の質疑を終わりたいと思います。

議長（石垣正博君） これで鈴木安則議員の一般質問を終わります。

次に、2 番赤間繁幸議員。

2 番（赤間繁幸君） 通告順位 8 番、赤間繁幸でございます。通告内容に従いまして、これから一般質問を行います。

今回、大綱 3 つほど用意させていただきました。この大綱 3 つなんですけど、全部、全て 3 月の町長の施政方針の中から抜いたものになってございます。その中で、改めてどういった考えなのかということをちょっとお伺いしていきたいなと思ってございます。

まず、大綱 1 でございます。観光の振興について。

地域経済の活性化を図るため、道の駅周辺及びその他の観光施設において、ひとが集い賑わいある空間づくりを目指し、観光資源の魅力を発信していくということが施政方針の中で語られたんですが、その具体的な考えについてお伺いしていきたいと思います。

まず、（1）でございます。道の駅をどうしていくのか。

（2）でございます。縁の郷をどうしていくのか。

（3）ほかの観光資源とはについてお伺いいたします。

続きまして、大綱 2、商工業の振興について。

スーパーマーケットの誘致と移動販売車導入の取組について、現在の進行状況についてお伺いをいたします。

大綱 3、住環境整備支援について。

民間企業のノウハウを生かした住宅用地整備を積極的に推進していくというお考えでございました。町としてどのような関わりをしていくのかをお伺いいたします。

また、若者子育て世帯定住促進奨励金は継続していくということもおっしゃっておられましたが、今後、その内容を見直す考えはあるのかどうかについてお伺いいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 赤間繁幸議員の大綱 1 つ目の観光の振興についての御質問に答弁をさせていただきます。

（１）の道の駅をどうしていくのかにつきましては、道の駅おおさと、本町の玄関口でもあり、多くの来訪者を迎え入れる地域活性化の拠点でございます。

これまでは地場製品の販売や飲食を中心に実績を上げてまいりましたが、今後はさらに一歩進め、目的地として選ばれる道の駅を目指していかなければならないと考えております。

周辺の駐車場や空間を活用したマルシェ、季節ごとのイベントの開催など、おおさと地域振興公社と連携し、単なる通りがかりの立ち寄り場所ではない「ひとが集うにぎわい空間」を創出できるよう取り組んでまいりたいと思います。

（２）の縁の郷をどうしていくのかにつきましては、縁の郷は、豊かな自然と調和した、多世代が交流できる施設でもあり、目的達成のため、過去 2 年間、指定管理者の公募を行ってまいりましたが、応募者がいまして、再開できていない状況にあります。

今後は、施設全体での指定管理にこだわらず、個別施設ごとの利用や賃貸借など、これまでの発想を転換した活用方法も模索をしていかなければならないと思います。

（３）の他の観光資源とはにつきましては、本町には、道の駅や縁の郷以外にも、歴史や文化、豊かな自然に育まれた観光資源が存在していると認識をしております。

具体的には、本町の歴史を語る上で欠かせない支倉常長公ゆかりの地としてのシンボルである支倉常長メモリアルパーク、また、季節の移ろ

いを感じられる里山や農村風景、さらには本町が誇る特産品であるモロヘイヤによる加工商品や枝豆によるずんだ、大豆によるみそなどの食文化、町の農業者による農業体験も重要な観光資源となっております。

今後は、これらの点在する資源を個別のものとして捉えるのではなく、線でつなぎ、道の駅おおさとを情報発信のハブと位置づけ、SNSを活用した積極的なプロモーションを展開し、町内全域を巡る人の流れを創出することで本町の活性化につなげてまいりたいと思います。

次に、商工業の振興についての御質問に答弁をさせていただきます。

スーパーマーケットの誘致につきましては、これまで複数の企業と協議をしてまいりました。現在、その用地や形態なども含め、具体的に調整できるようになってきたところでございます。今のところ具体にお示しすることはできませんが、御報告できる段階になりましたら、議会の皆様に詳細の説明をさせていただきたいと思います。

移動販売車につきましても、スーパーマーケット進出企業との連携の下に実施できればと考えております。

次に、住環境整備支援についての御質問に答弁いたします。

本町では、定住人口の確保と地域の活性化を図るため、民間企業のノウハウを生かした住宅用地整備の推進を重要な施策の一つと考えております。本町といたしましては、企業が行う開発計画に対し、関係法令などに基づく手続きの支援や、必要なインフラ整備に関する協議を行うなど、円滑な事業推進に向けた環境づくりに努めているところでございます。

若者子育て定住促進奨励金につきまして、これまで町内への定住促進に一定の効果を上げているものと認識をしておりますが、社会情勢や住宅取得の実態の変化を踏まえ、制度の効果検証を行ってまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2 番（赤間繁幸君） 極力、内容に沿って再質問をさせていただきたいなと思ってございます。それたら、議長からきちっと注意していただければと思ってございます。

まず、大綱 1、観光の振興についてということですが、観光を振興することによって、本町に何が、何がというか、何を期待するのか、どういったことを期待するのかについて、ちょっとそのお考えをお伺いします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋 優君） お答えいたします。

観光を振興することによってということでの本町への影響というか、波及効果というか、そういったものというところでございますが、まずは人の交流が生まれるというところでの地域での経済の波及効果というところが、まずお店があったりですね、道の駅だけじゃなくてというところで期待するところでありますが、そういったところの期待もありながら、そういったところの経済の波及効果というところはまずあるかと思えます。

それから、いろんなPRをする中で、町をまず知ってもらおうというところもあるかと思えます。知っていただいた上で、その町の魅力というものを感じて、町に興味を持っていただく。最終的にはいろんな関係を持っていただいて、定住までつなげられればというところも含めて期待するところでございます。

以上でございます。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2 番（赤間繁幸君） 本当ですね、多分回答に困る質問だったろうなと思うんですけどもね、今、最初にまず経済の波及効果があるということで、それはやっぱりその来てくださる方がいれば、そのとおりで思っております。で、その次に交流人口が増えていることによって、あとは関係人口で、最終的に定住人口につなげればということが2つ目の回答だったのかなと思っております。

最近、私ちょっと思うんですけどもね、交流人口が関係人口になって、定住人口になることって本当にあるのかなと思っているんですよ。かなりまれだと。そう考えたときに、非常にパフォーマンスが悪いな、コスパが悪いなと思うんです。であるならば、もっと直接的なことを、施策をやっていくほうが定住人口につながりやすいんだろうなというのがまず私の今の考えだということを、まず前もって言っておきます。

その中で道の駅、今回の回答を見させていただきますと、あくまでも対象は町外の人という考えなのかなというふうにこの答弁を見て思ったんですけども、それでいいですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋 優君） お答えいたします。

結果を見ますと、やはり町外の方のほうが多いのかなというところはございます。ただ、町内の方でも産直の野菜を購入いただいたりという

ようなところもございます。それから、フードコートであつたりの活用といったところもあるかと思いますが、ただ、ターゲットとしてというところでは、観光といった、観光の拠点といった意味では町外の方を、まずは町を知ってもらうための施設ということもありますので、町外の方をターゲットにまずは考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2 番（赤間繁幸君） そうですね。今までそういうことで、道の駅というのは運営してきたと思っています。

ただ、今後、昨日の一般質問の中にも出ておりましたが、公共交通の再編、見直しをされるという中で、この道の駅というのはやっぱり何というんですかね、その交通の拠点になる施設だと思っております。ということは、やっぱりそこを使ってくれる町民の方がどんどん増えてくるんだろうなと。拠点、そこが拠点になっていく。そうなったときに、やはり町民の人たちがもっともっと道の駅を、道の駅、そうですね、あそこの施設を利用しやすい環境づくりをしていくことが非常に、何というんですかね、有効な予算の使い方の一つになっていくと思っています。

昨日、高橋課長が公園について、観光施設なのか、公共施設なのかということを考えていく必要があるとおっしゃっていましたが、やはり道の駅は今までは観光施設としてやってきました。改装を加えて、交流人口も増えた。これは、すごい成功したことだと思っています。で、次のステップに行く段階なんだろうなと思っています。それは交流人口ではなく、あくまでも町内の人たちが満足してもらえるサービスを提供していく場所になるべきだと考えますが、町長はその辺どのようにお考えになりますか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） まさにそのとおりだと思います。今までというか、皆求めているのはお客さん、誘客数が幾らとかって求めています。それイコール交流人口、関係人口って、それは定住に即つながるものではないと思っています。そこで町民の方がいかにあの施設を利用できるか、有効に活用できるかということだと思います。

その一つが子供の2階の和室、たまたま空いていたというか、ほとんど使われていない状況になっているので、今、遊具を設置し、そういう子育て世代の皆さんに利用していただいて、地域おこし協力隊にも月1回のイベントを開催していただいてということで、誘客につながってい

る。そうやって町民の方々もそこに集い、集まって、自慢できる施設ということで町内外に発信していただいております。

あとは、青年会議所の皆さんにもこの間お手伝いいただいて、町と共催でまずイベントを実施させていただいています。そういった中で、町内の企業さんも出店をしていただいて、そして町内の皆さんも、町外の人もそうですが、一緒に集い、遊ぶ、楽しいひとときを過ごしていただく。うちの町ではこういうことができるんだということ。あるいは、向かい側の郷郷ランドもそこにありますが、金のかからないところでたまたま私の知り合いに声がけして、こいのぼり譲っていただいて、その時期にちょうど今言った青年会議所でやっていただいたイベントにも延長して展示というか、飾って置かせてもらったんですが、そういったことで町民の方がいかに喜んでもらうかって大事だと思いますし、その中で今課題となっているというか、私とか、担当とも話しておりますが、隣の開発センターの使い方、果たしてどうなのかな。公民館機能もあそこにありますが、果たしてそれでいいのかなとも思っておりますし、その辺で、あとは施設の老朽化というか、耐用年数も相当たってきておりますので、耐用年数を迎える時期にもあります。そういったことで、改修も必要。入り口の広告塔の改修整備もどうするかという課題もありますし、駐車場についても何かのイベントが一緒になると満杯の状況。あるいはフラップ大郷21での何か事業、催しがあると、駐車場があふれるということもありますので、西側駐車場は御案内のとおり、大型駐車場は止まれないような整備されておりますので、その辺含んで、昨日も答弁の中でちょっとお話しさせていただきましたが、あそこを防災道の駅の拠点として町民の方々にとっても、あるいは町外の方々にも、そういう情報発信と同時に、防災時の対応できるような施設にしていくと同時に、開発センターを町民の方が常につかえる場所。議員先ほどお話ししたとおり、あそこは公共交通の起点、拠点でもあります、中心部でもありますので、そういったことであの周辺に町民の方のにぎわう場所を、道の駅を核としながらやっぱり整備していく必要があるんだと思います。限られた財源の中ではありますが、いろんな補助メニュー等も活用しながら、できれば今後も皆さんの望むようなまちづくりにつなげていければと思っております。いかに少ないスペースでありますので、有効に活用していくかということを検討、今、しておりますので、今後皆さんとそういう議論する場もあると思いますので、皆さんからもいろんな御意見、御提言を賜ればと思いますので、よろしくお願いします。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2 番（赤間繁幸君） まあですね、あそこですね、どのようにしていくかというのをいろいろ考えていらっしゃったということが伝わってまいりました。

そこで、今、開発センターのお話が出ましたけれども、これはもう大綱に移るようなあれなんです、なのでちょっと取っておきますけれども、開発センターに関しましてはやっぱり本当に、言いたいことは町民の人たちがここに目的地として選ばれる道の駅とありますけれども、町民の方が目的を持ってしっかり来れる道の駅になるべきだと思っております。じゃ、どういった目的かといえば、次の大綱 2 の話になってしまいますので、ちょっとそこは置いておきます。

先ほど、その子供遊び場をつくっていらっしゃったと。割と結構私も金須議員と一緒に見に行ったりとかしたんですけれども、町外の方が来て、すごいいいんですなんていう話を聞いて、おお、効果があるんだななんては思っていますが、やっぱりもっともっと町内の子供たちが行くような。あ、すみません、家の娘も遊びに行っていました、そういえば。だから、効果はすごいあるんだなと思ってます。問題はですね、あと 2 階をやって、そう、目的を持って町民の人たちが行ける施設になるべきなんだろうなと思っています。

昨日、則幸議員が言っていましたけれども、物産館のほうに魚を置いたらいいんじゃないですか、そのとおりだと思うんです。私、ああ、なるほどなと昨日気づかされましたけれども、やっぱり総菜欲しいんだよなという人はいっぱいいるんですよ。あのフードコート、正直な話、2 時以降って、もうほとんど利用客いない状況ですよ。そんな中、私はカフェにしたらいいんじゃないかなということも思っていたんですけれども、そこで総菜を作ったらどうですかという発想は私ね、すごいなと思ったんです。そういうことになれば、やっぱりどんどんどん町民の人って利用していく施設になるんだろうなと思います。

やっぱり町長よくできることからとおっしゃいます。やっぱりお金、財政のことを考えれば、なかなか難しいこともあるんですが、やっぱりそこは優先順位きちっとつけて、やるべきことはやっていかなければならないんだろうなと思っています。もちろん町長はそうのように考えていらっしゃるんだろうなと思っています。

そんな中で、今、将来的には防災道の駅にしていくというお考えだと思うんですが、今、子供の遊ぶ場所をつくったという中で、今必要、次

のステップとして、こういったことをしていくべきなのかというお考えというのはありますか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 道の駅というか、物産館のほうということですか。そういうことですよね。先ほど言ったとおり、もうちょっと町民の方々が利用しやすいようなというか、簡単に入れる。こども園とかもありますけれども、子供さん、子育て世代の方々が日中あの施設の一角、物産館の2階でなくて、開発センター側のスペースとかも活用の仕方あると思いますし、そこでいつでも交流できるような場所というか、子育てを相談する子育て支援室とはちょっと違うんですけども、簡単に安心して遊べるような、今出たカフェもしかりなんですけど、お茶飲みながらも遊べるスペースも提供してやれば、もうちょっと町内の方々のストレス解消にもなるし、あるいは高齢者の皆さんもそうですが、そういった場所を提供できればなど、スペースの確保の仕方ということになると、恐らく今のある公民館機能があそこに入っていますが、そのスペースになってしまうかなとも思うんですが、いずれにしても、あの辺の使い方一体をやっぱりもうちょっと考えていかなければならないかなと思っております。そして、公民館機能はそうするとどっかに移動しなきゃないとか、いろんなことを考えなきゃないんですけども、その辺もあらゆる公共施設の整備計画と併せながら、町民ニーズがどこに期待しているかということも踏まえながら、整備していく必要があると思います。単純に物産とかだけではないと思いますし、売上げが何億円とか、そこだけ目指す施設ではないのかなとも思っております。いかに町民の方が利用できる、町民の方にとって利便性のある、そして町外にも自信を持ってお話しできるような施設につくっていければと思っているところであります。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2 番（赤間繁幸君） すぐ、じゃあ何やってくださいなんていうのはちょっと難しい中で、今、町長がおっしゃった売上げ、利益出す施設ではないとおっしゃいました。もう、そのとおりだと今最近私も思っています。本当にですね、あの施設が本当に町民にとって満足してもらえるような施設になることに対して町がお金を使っていくということは当たり前のことであって、それがやっぱりきちっとした費用対効果になっていくんだと思っていますんで、そのお考えを聞いて安心しましたので、今後、道の駅が変わっていくことに期待をいたします。

次に、(2)の縁の郷についてでございます。今回ですね、2年間公募したけれども、なかなか応募者が来なかったということでございます。その辺についてどのように考えているかというか、原因といいますかについてどのように考えているか、ちょっとお伺いします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋 優君） お答えいたします。

これまで2年間ということで、今年の2月、それから昨年2月ということで公募のほう実施したところ、お話のほうはいただいた企業さん、興味を示していただいた企業さんいらっしゃったといったところがございましたが、最終的には応募には至らなかった。そういった中で、何が原因かというところで、その企業さんに直接聞いたわけではございませんが、いろんな話の中で察するにというところでは、やはり一括で全て宿泊施設、レストラン、それから研修室、農園まで含めて一括での指定管理ということで応募をかけていたというところで、本来だったら、そちらの企業さんがここまでいいのにというところもあったりとかですね、それから、指定管理というやり方がいいのかというところもあったりと、町のほうの施設ということである程度制限される部分があるんじゃないかというような懸念もあったのかなというところもあったかと思います。やはり企業さんとしては、こういったことをやるために施設をこういった形にしていきたいといったときに、町のほうからそういった規制、規制というか、ここまでしかできないとか、そういった懸案事項があったのかなというふうなところもございましたので、今年度以降ということで答弁にもございますが、これまでのそういったやり方にこだわらず、個別の施設ごとにさらに賃借というところでの考え方、契約の仕方についても考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2番（赤間繁幸君） 当初からですね、一括で貸すという考え方について、いかがなものかなというふうには思っていました。もともとレストランをやっていた方が、レストランだけ貸してくれと最初は言いましたよね。で、町では貸さないという判断をして、そのまま2年間過ぎてきました。

その中で、今回から個別で貸し出しますよ、賃貸しますよという新たな考え方になったのかなと思うんですけども、基本的に町としてあの

施設に何を求めるんですかということなんです。この間、ちょっと見させていただいたときに御一緒された方がいて、ちょっとぼやけていると。ここで何をしたいのか分からないという話をもらいました。町として、あそこをどういう施設にしていきたいのかというお考えはあるんでしょうか。

議長（石垣正博君）　ここで、昼食のため休憩といたします。再開は１時15分といたします。

午 後 0 時 0 0 分 休 憩

午 後 1 時 1 5 分 開 議

議長（石垣正博君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

赤間繁幸議員。

ごめんなさい。大変失礼しました。

回答を、午前中の回答をお願いします。商工観光課長。

商工観光課長（高橋 優君）　先ほどの質問、縁の郷ですね、町としてどういった目的を持って、今後どういった対応をしていくのかというところなのかなというふうに思っています。

これまでですけれども、平成18年の開設からグリーンツーリズム、それから農泊、クラインガルテンと名前を変えて、都市と農村の交流拠点としての目的を掲げて運営してまいりましたが、去年、おととしの指定管理の公募の状況であったり、今般の状況を鑑みますと、先ほども申し上げましたとおり、これまでの発想、施設の目的、それから概念にとらわれず、この施設を活用いただける事業者、団体の目的に応じて利活用いただくことも含め、しっかりと検討していければというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（石垣正博君）　赤間繁幸議員。

2 番（赤間繁幸君）　新しく考えていくということなんですけれども、今の話を聞く限りは、目的、あるべき姿は事業者任せということでもいいんですか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋 優君）　事業者のほうから様々な提案をいただく中で、町として最適な目的、町として一番大きなメリットが享受できるような目的であったりとか、そういったことを鑑みながら、今後検討していければというところでございます。

議長（石垣正博君）　赤間繁幸議員。

2 番（赤間繁幸君） 多分それだと、これまでと同じだと思うんですよ。やっぱり町としてきちっとした使用目的を定めてあげないと、事業者さんのほうでもどうやっていいのかも分からない。あそこをですね、事業をしていくとなったときには、事業者だけで利益出せるのかといたら、多分かなり厳しいんだろうなと思うんです。そこに対して、町はやっぱりその指定管理料だったりというのは払っていかねばならないと考えているんですね。じゃ、指定管理料を払うとなったときに、その事業が誰のためのものなのかということをしちっと明確にした上で事業をやってもらわない限りは、多分町としては指定管理料は払えないんだろうなと考えています。そういったことをしっかり考えていただいて、あの施設をどうしたいのか、町として。これ町長、どのようにお考えになりますか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 先ほどまで課長答弁したとおりなんですけれども、目的設定って御案内のとおりなんです、グリーンツーリズム事業でスタートしてずっと来ていますよね。あとは指定管理者が公社から、あと民間に替わって、あるいは宿泊棟がテレワークの施設に転換した部分もあったりとか、事業が町の考えとしてきた事業がそのままできてこなかったという、いわゆる失敗してきたということだと思います。そこで、だから事業全体を切り離した形というか、使っていただく企業があれば、とにかく単純に、俗に言えばドックランやりたいとかね、あるいはキャンプ場をやりたいとかという企業さんのお話もありますけれども、それはそれでここでやっていただくのであれば、使っていただくのであれば、いいかな。それを活用していただいて、それが町民の方も利用できる、あるいは町外の方を呼び込む手段にもつながるであれば、それはいいかな。というのは、今現在指定管理者がいなくなってから、経費かかっているわけですね、維持管理費。今後も当然そういうふうになっていくわけで、誰も使う人がいなければ。むしろただでおあげしますから、使ってくださいね、有効にしてください、極端な話ね。それでも、町としてはメリットがあるのかなとも思っております。あの施設全体をどのように活用していくかということは、町としての事業でと考えるとなかなか難しい部分あるんで、そこで民間でどこかいらないですか。例えば、宿泊施設、あるいはレストランのみ使いたい、あるいは農園だけ活用したい、あるいは農園を農園等じゃなくて、別用途にして使いたいということも提案、いろんな提案を含めながら、実現可能な分で行っていただければ、

町の管理部門の経費が浮く。そして、交流人口にもつながる。町のできれば観光的な部門にもつながればいいのかとも思いますし、いずれにしても、企業さんも利益の上がる形で使える企業さんに来ていただきたいというのが基本でございます。そうすれば、企業さんの利益が上がると、町で経費負担するという、あるいは指定管理料として改めて経費が発生するということもなくなるのかなと思って、基本的にはそういう事業の内容の御提案いただく企業さんとうまく交渉、そして決定していければという思いで今いるところでございます。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2 番（赤間繁幸君） 今までいろいろグリーンツーリズムとか、そうやってサテライトオフィスとか、目的を変えてきたということの中で、なかなかうまくいかないという状況の中で、以前は多分公社が指定管理をしていたと。指定管理料年間1,000万円払っていたかなと記憶しているんですけども、それって別に悪いことじゃないよなと思っているんです。それがもっともっと町民の方が使ってもらえれば、私はそれはそれでありだと思っているんですね。

いつかの予算委員会か何かで言いましたけれども、やっぱりあの施設で子供たちが夏休みに泊まったりとか、小中学生が泊まったりとかすることによって、その子供たちが思い出というか、大郷に対する郷土愛というのが育まれていくんじゃないのかなというふうにも思いますので、そういったことを踏まえですね、考えていただければなと思うんですね。成人式あそこで食事を提供してあげるとか、本当に町民の人たちのためになるような施設に生まれ変わればなと思っておりますので、その辺はぜひ考えていただければなと思います。

次、（3）番目の観光資源とはということでございます。先ほど、副議長さんから御指導ございまして、今回、町内全域を巡れるような形のものをつくっていききたいということでございました。本当にですね、シンプルにいいと思うんですよ、それは。あまりお金もかけずにできることだと思いますので、その中で、川内の桂蔵寺に常長さんの子孫のお墓がございまして、ぜひそこも加えてくださいということをお話をいただきました。その点については、どのようにお考えでありますか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋 優君） 観光の一つのコンテンツとしてというところでの御提案ということになるのかなと思ってございます。確かにそういったところで、観光の目当てとしてなるような施設というのはほかにも町

内にはございます。今現在も町のマップの中で、観光マップの中でそれぞれの拠点を載せているというところもございますので、そういったところをさらに充実させて、さらに皆さんに見ていただけるような仕掛けができればなというところであったりとか、あと何らかスタンプラリー的なもので巡ってもらおうというような、そういったこともできればいいのかなというふうなところがございます。その中の一つの名所ということでの桂蔵寺ですけれども、検討ということでさせていただければと思います。御意見としてはありがとうございます。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2 番（赤間繁幸君） ちょっとさっきね、いろいろ議員さんたちと話したんですけれども、検討じゃなくてですね、ぜひ入れてくれと、それぐらいできるだろうという話もありますので、入れてください。

さっきからね、もうずっと同じことになるんですけれども、結局町外の人たちに来てもらって、その観光資源を回る。その前に、まず町民の方に回ってもらえるようなイベントも組んでほしいなと思いますので、ぜひ検討、検討じゃない、やってください。いかがですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋 優君） お答えいたします。

こちらについては、商工観光課だけの話でもなくなるのかなというところもございます。それから、道の駅、公社との連携という部分も必要になってくるのかなというところもあります。農業者の方の御協力、町民の方の御協力もいただきながらということもありますので、様々な考え方、どういったところをターゲットにということでの考え方もしなくちゃいけないのかなというところもありますので、いただいた御意見できるようにしていければと思っております。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2 番（赤間繁幸君） ありがとうございます。ターゲットは町民でよろしくお願ひします。

そうしましたら、大綱 2 に移ります。

商工業の振興についてということでございますが、3 月にスーパーマーケットの誘致はどのようになっていますかという一般質問させていただきまして、6 月にもさせていただきますよということでございました。

その際に、3 月にやっぱり町として事業者さんに支援をしなければならぬですよという話があったと思います。その辺についてなんですけど、どのような支援をしていくのか。今の段階でもし分かるのであれば、

お伺いします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋 優君） お答えいたします。

実際に企業様との交渉というのはもう既に始まっているというところで、これまでも企業さんとお話はしてきたというところあるんですけども、具体的なところというのはなかなかお話しできないというところはありますが、3月の時点でのことから比べれば、大分ステップとしては上がってきて、具体的な話もこれからできていくのかなというふうに思っています。その中で町の支援という部分については、当然必要になってくるというふうな認識であります。

以上でございます。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2 番（赤間繁幸君） じゃあ、財政課長に聞きます。町として、じゃあ、幾らぐらいだったら予算組めるのかなと、その支援に対して。

議長（石垣正博君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（伊藤義継君） お答えいたします。

現状、内容がまだ見積もっておりませんので、お答えしかねます。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2 番（赤間繁幸君） やっぱりもちろん内容が煮詰まっていないので、予算どれぐらいというのははっきりしないということなんでしょうけれども、事業者さんに対してですね、幾らまで町として予算を出せますよということをはっきり先にさせるべきだと思うんですよね。そうしないと、事業者さんのほうでも判断がつかない。で、町のほうでもやっぱり議会に説明ができない。決まってから議会に説明しますとなると、またすったもんだする可能性がありますので、その辺ははっきりと最初にその事業を進めていくに当たって、町として予算はこれぐらい組みますというのはきちっと決めておいていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

そこで、あくまでこの回答を見ますと、用地や形態なども調整できるようになってきたとありますけれども、用地はどこにという話は聞きません。ただ、形態として、こういった形態のスーパーになるのかというのはどのような話になっているんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋 優君） お答えいたします。

今、進んでいる話の中でというところではございますが、実際に考え

られるというのは指定管理、賃借、売買というところまであるのかというところ、賃借であったり、売買であったりということですかね、ということで考えられるというところではありますが、その辺まではっきりと決まったところがないというところがございますので、そちら今検討に入ったところでございますので、それで御了承いただければと思います。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2 番（赤間繁幸君） 分かりました。じゃ、それでよしとします。今の回答であれば、まあ、そういうことなのかなというふうに察しましたので、そこはこれ以上は追求しないようにしようかなと思いますけれども、いいですか。ということは、分かりました。じゃあ、もうそれはもうこれ以上は聞かないようにします。その辺は多分 9 月に違う方がまた聞いていくと思いますので、しっかりやっていただければと思います。

大綱 3 でございます。住環境整備についてということで、こちらなんですけれども、回答書の中に、企業が行う開発計画に対して、関係法令などに基づく支援や、必要なインフラ整備に関する協議を行うなど、事業推進に向けた環境づくりに努めるという御回答でございます。

これって当たり前、やって当たり前のことなんだろうと思うんですけれども、それ以外に宅地を開発してくださる事業者さんにとってのメリットになるというか、町として何か支援するということはお考えになっていないんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） すみません。支援といいますと、お金の部分でとか、そういったものも含めてということでしょうか。（「はい」の声あり）

現時点では、そういった直接的な補助制度の創設というものは検討段階でございますけれども、町としても定住促進や地域活性化の観点から、やはり今後の重要な検討課題であるというふうに認識してございますので、議員の求めているような内容についても、検討は早急に加えるべきではないかというふうに思っております。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2 番（赤間繁幸君） 早急に加えるべきという御回答を得ました。町長も同じお考えでよろしいですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） そのとおりでございます。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2 番（赤間繁幸君） では、早急によりしくお願いします。

で、あと、若者子育て定住促進奨励金なんですが、これを効果を検証するということでございました。一定の効果があったということを書いてあるんですけども、その検証するに当たって、何を基準に検証していくのかお伺いいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） お答えいたします。

単に交付の件数の増減とか、そういったことだけではなくて、転入、転出者の変化でありますとか、あと若年層の人口の推移、あと町の定住促進施策全体に対する実質的な成果、そういったもののほうも重要であると考えてございます。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2 番（赤間繁幸君） もうすごい検証されるんだな。で、それをどこから、何をどこを基準にして、その検証をしていくのかお伺いいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） 制度そのものが平成30年の4月からスタートした制度でございますので、そこのところから比べてといいますか、そういった検証を行うべきかなというふうに思っております。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2 番（赤間繁幸君） これはぜひやっていただくということでやっていただきたいんですけども、この検証というものをできれば毎年検証、各事業について検証していただきたいと思いますと思うんですけども、実際この事業に関して、そういった検証というのは毎年はやっていたんですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） 今申し上げましたような検証というのをこまくはまだやっていなかったということでございます。今後やりたいと思います。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2 番（赤間繁幸君） やっぱりPDCAという話になってしまいますけれども、できれば毎年しっかり検証していただく。そのことによって、必要なもの、必要じゃないものを取捨選択していただいて、きちっとした財源を確保していただく。その財源でもって、本当に必要なものへ、昨日投資という話出ますけれども、投資というか、そういった事業を展開していただきたいと思いますと思っておりますので、その辺を改めていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

すみません、最後意見になりましたけれども、これで一般質問を終わります。

議長（石垣正博君） これで赤間繁幸議員の一般質問を終わります。

次に、6番佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 通告に従いまして、一般質問を行います。6番佐々木和夫です。よろしくお願いします。

まず、大綱1、ふるさと納税についてでございますが、毎年、ふるさと納税の寄附額が減少していると思われませんが、今後の対応について所見を伺います。

（1）米や牛肉が寄附額の上位を占めると思われそうですが、今年度はどのような対策を進めていく予定なのか伺います。

（2）企業版ふるさと納税についても、どのような対策を進めていく予定なのか伺います。

（3）ふるさと納税により寄附された寄附金は、どのように有効活用されているのか伺います。

大綱2、オーガニックビレッジについて。

農業の新しい取組としてオーガニックビレッジを宣言し、有機農業実施計画を策定したと思われそうですが、今後の方針について所見を伺います。

（1）有機農業実施計画について、農業をなりわいとしている農業者や農業法人は取り組みやすいのか伺います。また、取り組んだ場合の農業者等のメリットはどのようなものか伺います。

（2）消費者等に対する野菜の安全安心を含めた品質や価格等のメリットはどのようなになるのか伺います。

（3）本町は、このオーガニックビレッジ宣言を全国的にも早く行っておりますが、どのようにアピールしていく予定なのか伺います。

以上です。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 佐々木和夫議員の大綱1つ目のふるさと納税についての御質問に答弁をさせていただきます。

（1）の今年度の対策につきましては、本町の返礼品において人気の高いお米について、農業法人との連携により数量確保に努めるとともに、新たな返礼品の発掘やイベントへの参加、SNSの活用などによるPRを図ってまいります。

（2）の企業版ふるさと納税の対策につきましては、企業訪問の実施やイベントへの参加など、企業との関係構築やPRに努めてまいります。

(3) のふるさと納税の活用方法につきましては、申込みの際に産業・健康・教育・協働の4つの選択肢から用途を指定いただき、未来づくり基金への積立て後、基金を活用し、当該事業に充当しているところであります。

次に、オーガニックビレッジについての御質問に答弁をさせていただきます。

(1) の有機農業実施計画につきましては、有機農業は、化学農薬や化学肥料に頼らない分、収量や品質の不安定さ、雑草や病害虫対策などの労働力の確保など、マネジメントの難しさがあります。しかし、有機農業に取り組むことは、持続可能な未来をつくる、信頼できる生産者として広く認知されることとなります。

また、農業をなりわいとしている農業者や農業法人は、独自の販路を持っている方が多く、有機農産物を求める消費者にターゲットを絞って、より高付加価値の農産物として販売していくことも可能だと考えております。

(2) の品質や価格のメリットにつきましては、有機JAS規格などの厳しい基準をクリアした農産物は、品質等において、様々な特徴を持っております。例えば、化学肥料に頼らず、土壌の微生物の力を借りてじっくり育つため、野菜本来のうまみや甘みが凝縮されやすい傾向があります。また、水分量が適度で、引き締まった質感になることも特徴であります。原則として化学合成農薬や化学肥料を使用しないため、残留農薬のリスクが極めて低く、安心して食することができる農産物として信頼を得ることで、価格等のメリットもあると認識しております。

(3) のオーガニックビレッジ宣言のアピールにつきましては、学校給食への食材の提供による子供たちへの食育、道の駅おおさとでの有機農産物コーナーの設置を行い、町内で生産された有機農産物のPRを行ってまいりたいと思います。

また、有機JAS認証の取得を目指しながら、JAの協力の下、郷の有機特別栽培米や減農薬・減化学肥料栽培の取組を強化し、まずは安全・安心な農作物を生産している町というイメージを町内外に発信していくことから始めていきたいと思っております。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） ふるさと納税のこのお米についてですが、今、お米が多分高止まりしていると思われます。それで、またニーズがあるのかどうかというところをちょっとお伺いします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（伊藤義継君） お答えいたします。

現状、令和7年度の実績としましては、実際、御寄付いただいて返礼した種類としまして、その占める割合がお米については43.7%ということになっておりますので、需要は高いものと思っております。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 43%というようなお話でしたが、これ令和7年度、でも令和7年度産の米は高いですね。多分9月以降、農協の仮渡金であれ、一般の業者の買取価格が高くなりましたよね。それでも10月以降も高止まり、注文が来ているということなんですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（伊藤義継君） お答えいたします。

何月に幾らあったかというのは申し訳ありません、手持ちの資料がないのであれですけれども、昨年度の実績もちろん議員さんもお分かりのことかと思っておりますけれども、前年度比の中で数千万円の減額という状況になっております。この大きな要因としましては、昨年度の需要の中でお米を用意できない期間があったということが一つの要因でもございます。そういったところから、米に関しての需要としては引き続き高いものがあると思っております。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 今後もしろんなPRをして、行っていくということなんですが、具体的にこのイベントの参加、SNSというのはどのようなものをお考えなんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（伊藤義継君） お答えいたします。

大きなものとしては、現在ふるさと納税サイトの運営業者によって行われます、関東圏でのイベントに参加を計画しているところでございます。

また、SNSにおいても、町の公式のInstagram等を活用した上で、そうったものをPRしてまいりたいと思っております。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 今、大郷町のInstagramってあったんですが、登録者数というんですかね、何万人ぐらいいるんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（伊藤義継君） 申し訳ありません。数字については、ちょっと現在

手持ちにございません。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） そういうのは、やはりチェックすべきだと思うんですよ。じゃないと、どのように発信しているんですか。いや、SNS、インスタグラムやっているんです。どのぐらいですか。分かりませんという数字ではですね、いや、どのような情報を発信しているんですかにはならないと思うんです、この辺は逐一チェックが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（伊藤義継君） その辺、町のいろんな公式のSNS関係いろいろございまして、そういったものの確認も含めて努めてまいります。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） 先ほど鈴木利博議員からもあったナフサの件なんですが、米の入れる袋、ビニール袋ですが、あれの原料というか、あれは間に合っているのでしょうか。各生産者のほうから、ある程度の在庫量とかというのは把握しているのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（伊藤義継君） 先ほど町長答弁にもございましたが、米の確保に向けてですね、農業法人等々との協議を重ねる予定にしております。今月末にも各団体にお集まりいただいた上で、今年度のそのふるさと納税に関しての御協力をいただきたいということで協議する場を設けてございまして、その中で様々な御意見をいただきながら、検討してまいりたいと思っております。

それで、議員さんがおっしゃるその袋に関しても、町の経費としてそういったものも含めることができるものであれば、そういったものも入れて、支援してまいりたいというふうに考えております。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） 過去にいろんな方々がふるさと納税について、特にお米についてですが、地域振興公社で窓口一本にしたらいんじゃないのかというお話がありましたが、それは立ち消えになったのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（伊藤義継君） 現状、私が課長になってから公社と協議しているわけではございませんが、これまでの経緯から見て、地域振興公社においては、その役は担えないと思っております。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） （2）のほうに移るんですが、企業訪問とか、多分企業版ふるさと納税に力を入れていると思うんですが、今後も進めていく考えでよろしいんでしょうね。

議長（石垣正博君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（伊藤義継君） 企業版ふるさと納税について、当然企業訪問、企業誘致との関係もございまして、そういったところ貴重な財源の確保という意味からも進めてまいりたいと思っておりますが、現状の制度においては、令和9年度においてこの制度が終わるという予定となっておりますので、そこまでは進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） ちょっと1つ前に戻るんですが、このお米についてですが、先ほど課長が今度協議するんだというときに、ちょっと法律というか、条例に引っかかるのかどうか分かんないですが、前の生産法人の方々が米の注文が来たのは、よく言っていたのが増量キャンペーンをやったと。10%分増量とか、そういうのを企業努力で行って、数量を上げたというような事実があったような気がするんですよ。なので、今回そういう場があるときは、やっぱり企業努力もあるんでしょうが、そういう増量キャンペーンができるのかどうかというところもお願いできればなと思いますが、よろしいですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（伊藤義継君） そういったふるさと納税の制度の確認も含めて、団体様と協議してまいりたいと思います。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） 有効利用という、（3）になるんですが、町長の答弁で、産業・健康・教育・協働ってあったんですが、具体的にこれ何か見ると、全てに当てはまるような気がするんですが、具体的に産業・健康・教育・協働というのはどういうパターンを示しているんでしょうか。お教え願いたいと思います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（伊藤義継君） 町のホームページにおいては、こういったものに活用したいという形のことを御紹介させていただいております。

その中で、実質令和7年度において未来づくり基金を活用して充当しているところなんですけど、主な内容としましては、住民バスの運行、保育料の無償の事業、各種健診事業、定住促進事業、スクールバスの運行等に充当しているところでございます。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） この健康でございますが、赤間繁幸議員が言っていたように温泉を掘り上げて、ふるさと納税を使って温泉を掘って、健康につなげるということも可能なんではないでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（伊藤義継君） これが健康か、あるいは産業かと、いろいろあるかと思いますが、当然未来のつくるための事業でしょうから、それに充当することは問題ないと思っております。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） やはり、それではそれなりの募金とかやったほうがよろしいかと思いますが、多分今年の予算で3,500万円ほど予算を計画していると思います。昨年より減っていると思いますが、間違いはないでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（伊藤義継君） そのとおりでございます。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） 担当課長にお伺いしますが、多分毎年毎年ふるさと納税って減っていると思いますが、それで間違いでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（伊藤義継君） お答えいたします。

こちらのホームページには数字が載っているところでございますけれども、昨年度、令和7年度ですね、7年度の実績で1,668万5,000円、令和6年度については5,662万5,000円、令和5年度は2,625万9,000円、令和4年度は4,183万8,500円と、年度によってそれぞれ増減がございますけれども、令和6年度、7年度の比較で申し上げますと、4,000万円の減額となっております。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） この減少している原因を突き止めているのでしょうか。お教え願いたいと思います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（伊藤義継君） これについては先ほども申し上げたところがございますが、米の需要が高い中で、様々な理由から町の米を御用意できなかったという点、あるいは制度改正によるポイントの関係のこともございまして、様々な要因から減額になったものと思っております。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） お米を扱っている事業、行政は大郷町だけではないと思うんですよ。それは大郷町だと思うんですが、町長にお伺いします。町長は議員として、議長として、いろんなところを見て歩いていたと思います。大郷町が、先ほど財政課長が、要するに減少している原因は何だと思いますか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 減額というか、年々減少しているわけでもないんで、増減があって、昨年については先ほど課長がお話ししたとおり、お米がその時期に用意できなかったという原因が大きかったかなと思います。

ただ、他町村の先進事例でありますと、同じ米でも、うちの災害援助協定を結んでいる山形の舟形町では一本化してやっていると。もともとは別々の農業法人ごと別々に注文来た分、何か発送、返礼やっていたようですが、今は1か所で統一した形で、そして注文を受けたら、3日以内に返送するのを、発送してやるのを基本としてやって、1年に1億円ぐらいずつ成果が上がっているということもあります。

そういった事例も参考にしながら、本町においても、例えばパッケージというか、袋の話もあったんですが、袋も統一化してやるとか、1か所から発送できなくても、それは可能かなと思っております。法人の方々に同じ袋を用意していただいて、返礼品についてはこれで送ってくださいということとか、あるいはなるべく早く発送してほしいとか、いろんなことを考えなければならないんでしょうけれども、あとは各議員さんからも御指摘あったんですが、振興公社で一本化してというか、そういったことが一番理想かなと思うんですが、ただ、振興公社と限らず、どこかできる方、できる団体があれば、そういったところに委託するのも一つの方法かなとも思っております。米のみならず、北海道辺りなんかで乳製品とか、肉牛もそうなんですが、そういったものも1か所で集中して、そういうふるさと返礼品に特化した事業をやっているというか、そういうところに一括して委託しているという例もあります。それでふるさと納税が20億円、30億円という金額になったという事例もありますので、そういったことが可能かどうかも含め、あるいはやっていただく人をまず探さなきゃないんですが、そういった多方面からいろんな角度から検討して、できれば早期に実現可能な形でいきたいと思いますので、今年度中にその方向性を探り、決定をしていきたいと考えております。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） やれるところから、やっていただければなと思います。

やはりお米は、大郷町はなりわいとしている方々も多いということです。やっぱり米がなかったというのも致し方ないというところもあるんですが、そこら辺はやっぱりふるさと納税もうメインですよというところがあると思います。やはりここはやっぱり、県庁に前勤めていた副町長はどのようにお考えでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。副町長。

副町長（武田力也君） お答え申し上げます。

基本的には、今、町長も、課長もお答えしたとおりの方向性でやっていかなきゃいけないと思うんですけども、プラスアルファとして考えられるのは、やはり魅力的な商品、商品というのは失礼、魅力的な返礼品というのを御用意できるかどうかというのも、さらに付け加えて申し上げるとすれば、大事な要素かなというふうに思っております。やはり様々成功しているというか、寄附額を集めていらっしゃる自治体を見ておりますと、例えば、お米にしろ、肉にせよ、寄附をしていただく方がその自治体の魅力的な産品というものに対して、やはりそちらのほうに寄附をしていただいている例もあります。あと、その自治体のまちづくりの姿勢というところに共感して、していただいている例もあります。そういったところ、様々な複合的な要因ございますので、まず一気に全てを網羅して寄附額を上げるということはなかなか難しいので、できることからまずこつこつと、できることから取り組んでいって、寄附額をアップさせていきたいと、そして何とか自主財源の確保というものを目指していきたいと思っております。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） 副町長のお話は大変参考になりましたが、新たな贈答品というのは考えているのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（伊藤義継君） この辺、1つの品で1億円を稼ぐような起死回生の品というのはなかなかないものと思っておりますけれども、現状ほかの町村も取り組んでいる事例もありますけれども、県のふるさと納税の返礼品を実際大郷町にはない海産物であったり、そういったものを取り入れながら進めるやり方も、現状は検討しているところでございます。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） たしか気仙沼市だと思います。ふるさと納税の返礼で、年配の方々に納税がされた金額で、エアコンだかのたしか助成金、助成とかしたと思われます。やはりそういうところをニュースになると、や

はり納税された方々もやはりやってよかったよねというところになるんですが、やはりそういうふうな目に見える形で、返礼品がこういうふうに使われているというところも大切だと思いますが、それはいかなもののでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（伊藤義継君） 確かに寄附をする方にとっては、そういった形で自分が送った寄附が何に使われたとか、分かるということはその次につながるものだと思います。

今、議員おっしゃった内容のもちろん事業もあるかと思いますが、現状、町でいえば、ふれあい号であったり、そういったところにも活用はしておりますので、そういったところも含めてPRもしていきたいと思います。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） 今のそのふれあい号についてもですが、やはりPRが少ないような気がするんですよ。大郷町の町民の方々の優しいところなのかもしれませんが、やっぱりそこははっきりこういうところから頂きました、これで運営しているんですよ、何%運営しているんですよ、はっきり言うべきだと思うんですよ。そうすると、親類縁者の方々が、昨日町長が介護保険で若い人が出ていって、年寄りしか残らないと。だから、料金が高いんですよなんていう話になります。やはり今の80代以上の方々、私が集団就職で中学校卒業して、そのまま東京にいた方々で、多分60年がたっています。で、もう孫の世代になっている方々もいます。そうするとですね、孫の方々が東京に住んで、都会に住んでいて、じいちゃんのふるさと、ばあちゃんのふるさとを見たいという方々もいると思います。やはりそういうところで積極的にアピールして、やはり若い人たちはじいちゃんたちがね、大郷町に育ててもらったんだ。だから、大郷町に恩返しをしましょうと。私たち東京で、都会でこうやって生活できるのも、大郷町で中学校まで育ったというところがあると思うので、そこら辺も積極的に都心のほうにね、PRしていただきたいと思いますが、その辺はいかなもののでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（伊藤義継君） 議員さんがおっしゃるのはもっともだと思います。

ふるさと納税に限らず、町のPRというものに力を入れてまいりたいと思います。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） ふるさと納税出せ、出せ、取れ、取れというだけじゃなくてですね、逆に、大郷町から本来入ってくるお金が、町民の方々がふるさと納税で出された流出額という金額というのは把握しているのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。税務課長。

税務課長（片倉 剛君） 今、資料がありませんので、具体的な数字は申し上げることができないんですが、データの的にはありますので、それを集計してお示しすることはできます。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） ぜひとも、流出額がどのぐらいなのかと。東京の世田谷区ですね、何百億円というのが出ていくというところもありますので、まさか大郷町でも3,000万円とか、4,000万円出ていったなんていう話じゃないと思うんで、そこら辺ちょっと数字で教えていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、オーガニックプラントのほうに移り、オーガニックプラントじゃない、オーガニックビレッジのほうに移りたいと思います。

有機農薬というふうになるんですが、このオーガニックビレッジの中で、有機農業実施計画の中で、大郷町有機農業推進協議会なんていう協議会あるんですが、これって発足されているのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

昨年、令和7年8月1日に設立総会を開催しております。

以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） やはりね、そういうところはもう少し大きくアピールしたほうがいいかなと思います。

有機 J A S 認証、多分思い切り難しいよなと思います。今現在、2社が取得に向けて取り組んでいるというところでありまして、目標がたしか4社になると思いますが、目標が少し少ないような気がするんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

有機農業実施計画書の中で、議員さんおっしゃるとおり2社から4社、令和12年度までに4社ということで考えております。有機 J A S 認証なんですけれども、やはり土づくりであつたり、それから農薬、化学肥料

の関係もありまして、非常にハードルが高い認証制度でございますので、まずは令和12年度までに2社の増というところを目指したいと思いつながら、ハードルが高い、そういったものだけでなく、町長の答弁にもありましたが、ほかに郷の有機特栽米であったり、それから減農薬・減化学肥料栽培であったりというので、まずは安全安心なものをみんなで作っている町というのを町内外に発信していきたいと思っていますし、その裾野を広げる活動としては、先ほど申し上げました令和7年8月1日に設立総会したんですけれども、認定農業者連絡協議会と合同で午後からキックオフイベントとしまして、食育の関係者であったり、それから認定農業者の皆様であったり呼びして、基調講演、記念講演もしてPRしたところでございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 化学肥料って、化学農薬だの、化学肥料を少なくするという話がある。これって、いかにも逆に、化学肥料と農薬は危ないんですよってというような取り方のような気がします。やはり農薬であれ、きちんと日本の法律基準に基づいて、きちんと行っている段階であって、堆肥袋で示されているようなことがあると思いますので、あまりこの減農薬、農薬が悪いんだよという取り方をされているような気がするんですが、この辺はどんなものなんでしょうかね。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

今現在、農業者の皆様につきましては、きちっと決められた中での農薬の使用であったり、化学肥料の使用であったりをされているかと思えます。農協さんの御指導もありながらなっているかと思えます。

今回、町としては有機農業推進協議会を設立しまして、オーガニックビレッジ宣言をしましたのは、これから先の農業、有機農業という形で持続可能な農業として何とかやっていきたい。そして、これからの消費者のニーズというのが、より安全安心なものというのがニーズとしてあるのかなというところも踏まえまして、今回有機農業推進協議会、それから計画書を策定しております。

以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 安全安心だというのは分かるんですが、町長の答弁にもありました、郷の有機特別栽培米、これ多分20年近く進めていると思

われます。減農薬・減化学肥料、減減もほぼ同じぐらいから進めていると思いますが、20年近くたって全然進まないですね。さて、20年たっても進まないのに、今後一気に伸びると思って、計画を立てたんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

こちらにつきましては、水田協議会等でも郷の有機特栽米の支援をしながらやってきたところですが、確かに使用量として減ってきているところはございます。ただ、こういった有機農業、オーガニックビレッジ宣言をすることによって、いま一度、大郷にオーガニックプラントもございますので、そういった郷の有機の活用を促しながら、いま一度、もう一回掘り起こしをしていきたいと、農協さんと一緒になって、良い農産物を作って売っていきたいという思いでございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） 掘り起こしてやるということは、多分振ってくれ、振ってくれ、使ってくれと言っても、やっぱり経費がかかるというところでございますが、じゃ、そのかかる、今現在かかっている経費が多分町でも助成していると思うんですが、さらに助成して、取り組みやすいような施策にするんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

今現在、環境保全型農業特別支払交付金ということで、国、県、町で補助しているのと、水田協議会で補助しております。こちらの金額につきましては、郡内のほかの町村でも、市町村でも取り組んでおりますので、ある程度補助単価については足並みをそろえている状況になります。ただ、いずれこういったものを今後伸ばしていくとなれば、その辺は改めて考えてまいりたいと思います。

以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） 郷の有機を使った野菜、米と普通に栽培したお米と、おいしいんですかね。ああ、やっぱりこれは違うよという違いが分かるぐらいだったら進めやすいと思うんですが、あんまり変わらんというんでは全然ないような気がするんですが、そこら辺は専門家としてはどうなんですかね。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

食味についてはどのぐらい差があるのかというのは具体的にちょっと数字でも持っていませんし、私自身がふだん食べているお米についてもちょっと言及できないんですけれども、まずはその郷の有機を入れることによって、やはりその品質の安定、それから収量の安定というのを図れるのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） 安全安心でおいしいのは、生産するのは農業者の責務だということになるんですが、このみどりの食料システム法に基づく推進方針特定区域として、大郷町大松沢ということになるんですが、これはなぜ大松沢だけに特定しているんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

今現在、有機 J A S 認証を取得されて、お米を作っている法人さんの拠点が、大松沢にございます。そのお米を作る有機 J A S 認証のお米を作るまでに、やはりその環境、土づくりであったり、いろんな環境を整えるのに、2 年もしくは 3 年かかるということです。改めて別なところというよりは、その大松沢の今やっぺらっしやる方の場所を中心に広げたいなと思っているんですが、いずれ慣行栽培の方もいらっしやいますし、ほかの担い手の方もいらっしやいますので、そこは様々な調整が必要かと思えます。ただ、いずれその有機農業の場所を限定することによって、慣行栽培から農薬のドリフトであったり、そういったものも防ぎながらということ、より有機 J A S 認証の基準に基づきながらということになると、やはりエリアを絞って、今後は長い目でいったときにはエリアを絞ってやっていきたいという思いでございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） 地域絞るのはいいんですが、先ほど 2 社から 4 社に増やしたいというお話でしたよね。やはり作物を作るに一番大切なのは、水だと思います。やはり水はですね、きれいに湧き水とか、そういうところから流れてくる、通称沢水というところで、例えば、東成田とか、川内とか、不来内とか、やっぺらっしやるところから有機農業というのが進むと思うんですが、そこで作りたいと思った方々がいた場合は、こ

れには入らないということになるのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

実は4社という目標は立てているものの、やはり裾野として広がるのであれば、どんどん広げていきたいというふうに思っております。あくまで計画書の中での位置づけであったりというところでございますので、今回、認定農業者の皆様ともいろいろな部分でコラボしているのは、やはりそういった方々がいた場合に、どんどん町としては取り組んでいただきたいという思いからでございますので、他地区に関してもやりたいという方がいた場合については、一緒に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） この有機JASの認証を受けながら、グローバルギャップとか、GAPですね、JGAPとかありますが、これは同じように進めていくのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

有機農業JAS認証につきましては、その農薬であったり、化学肥料であったりというのが厳しく定められているものでございます。

で、GAP基準といいますのは、より安全な商品、それからGAPは主に働きやすい労働環境づくりのほうの基準でございます。そちらはそちらとして町内で取っていらっしゃる業者もおります、農業者の方もいらっしゃいますけれども、併せて両方取られれば、作物の作り方、農薬肥料の低減、それから働き方の労働環境の改善ということで、どちらも取られるのであれば、とてもいいことだと思いますが、まずこの有機農業推進協議会としては、有機JAS認証を目指していきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 認証を受けたとき、一度、車の免許じゃないんですが、一度免許取れば、未来永劫そのまま構いませんよねというシステムじゃなくて、これ多分毎年毎年、更新更新というような感じになると思います。そうすると、ある程度の経費がかかると思います。この経費は、価格に転嫁できるのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） こちらの有機農産物については、やはり欲しい方については、ある程度値段がほかの慣行栽培の農作物より高くても、買っていただくというメリットがございます。

一方、やはり価格に転嫁できない部分もございますので、そちらの有機 J A S 認証の取得、もしくは更新、毎年の更新費用については、この有機農業推進協議会と町のほうで、主に町のほうで予算取りをして、補助もしていております。

以上です。

議長（石垣正博君） ここで10分間休憩といたします。

午 後 2 時 1 5 分 休 憩

午 後 2 時 2 4 分 開 議

議長（石垣正博君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） オーガニックビレッジ宣言されたということで、たしかテレビでも報道されましたが、大郷町の町内にそういう宣言されたようなマークとか、そういうのって P R しているんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

4 月 27 日に、オーガニックビレッジ宣言をさせていただきました。その中で、河北新報さんであったり、日本農業新聞さんであったり、全国農業新聞さんであったりというところに掲載させていただきました。

今後これからということになりますけれども、まずは道の駅おおさとに有機農産物のコーナーを設置して P R したいと思いますし、今後 P R 活動についてはこれからになります。

以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） 食育という言葉がございます。それで、学校給食に提供されるという話でございますが、食育というのはやっぱり子供たちにもきちんと教えるべき項目かと思いますが、これは学校、小学校、中学校にはどのような教室等で P R しているんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（遠藤歩未君） お答えします。

学校給食につきましては、地場産品の農産物を利用するなど対応しているところでございます。

また、学校給食センターのほうに地場農産物利用推進委員会というの
がありまして、そちらのほうで有機農産物の使用できるかどうかも含め
て、検討していきたいと考えております。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） 食育というところになると、やっぱり大郷町産ですよ
ねというところになるんですが、お米も含めて、将来的にはこの食育、
学校給食は100%ぐらい大郷町産で進めていく計画なんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（遠藤歩未君） お答えします。

現在の給食につきましては、御飯とあと米粉パン、こちらのほうが全
て大郷産になっております。そのほか、6月につきましてはコマツナや
豆苗、あとレタスなど、地場産品につきましては6品目以上使用してい
る状況になりますので、大郷町産をこれからも取り入れていきたいと考
えております。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） この学校給食提供されるって、オーガニックビレッジ
でやっているの、コマツナとベビーリーフってあるんですが、コマツナ
とベビーリーフのみなんでしょうか。それとも、どんどん増えていく予
定なんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

昨年につきましては、有機米のお米とそれからコマツナ、ベビーリー
フを提供させていただいております。今後、その今作っていらっしゃる
農業法人さんのほうで品種であったり、作物が増えるようであれば、そ
こは積極的に学校給食に取り入れていきたいと思っております。

以上です。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） やはりこのオーガニックビレッジいろんなPR方法あ
るんですが、まずは物産館であれ、公民館であれ、大郷町民がまず町民
が理解することが大切だと思うんですよ。で、そこから口コミであれ、
あといろんなインスタであれ、そういうところに行くと思いますが、や
っぱり本間課長が言ったように、これからでも前もって分かっていたは
ずなんですよ。そういうところからですね、もう少し早め早めのPRが
必要だと思いますが、町長いかがなものでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 御指摘は真摯に受け止めます。

そうですね、早め早めというか、情報発信足りなかったということも否めない事実だと思いますし、まずもって町民の方々が内容を理解していただいて、町民の方々がそれぞれ情報発信できるような形になって、大郷というのはこういうところなんだよということでやっていただければ、あとは品目についても、野菜について有機栽培というのは他町村であまりやっていないので、これを大郷町独自の中で広げていって、あるいは栽培の手間とか、いろいろ難しい課題もあるんですが、そこをクリアできるような作物、品目ということも検討、研究しながら、品目数も増やししながら、量も増やしつつ、道の駅を情報発信の拠点かもしれませんが、何よりも町民の方に理解していただける、いろんな情報発信の中でやっていきたいと考えておりますし、興味持っていただいたら、佐々木和夫議員も自分の畑でもいいし、私の土地もありますので、もし利用して、実験材料でよろしいですから、やっていただいて、頑張っていて、それを糧として情報発信の源にしていれば広がるかなとも思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） 今まで大郷町をつくったのは、例えば、大郷牛を使用した学校給食とか、あとはみそを使ったカレーとか、多分やっているんですが、今でもそういうのは定期的にやっている、食育の一環としてやっているのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（遠藤歩未君） お答えします。

給食に関しましては食育の推進としまして、年数回、地場産品の利用の推進ということを行っておりまして、6 月に関しても、大郷町地場産品週間と名づけて、1 週間、宮城県と大郷町のものを使った給食を提供する予定になっております。

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） 事業というか、学校の子供たちにもですね、やはり大郷町のじいちゃん、ばあちゃんだの、若い方々が作った野菜ですよ P R してですね、やっぱりそこら辺から教育が必要ではないかと思います。ぜひとも進めていただければなと思います。

あと、最後になりますが、5 月の半ば頃、田んぼで泥遊びをしていたんですよ。通称代かきってやつなんですけど、そこでですね、見たことない鳥がいました。サギでもなく、ハクチョウでもなく、ツバメでもなく、

調べたらね、コウノトリでした。粕川にですね、コウノトリがおりました。結構ですね、見た方が何ていう鳥だという話になって、コウノトリだ。写真を撮った方々がいますんで、ぜひともですね、大郷町にコウノトリがいるというお話がありますので、やはりこういうところをまちづくりのほうでぜひともやっていただければ、郷のコウノトリが来る大郷の郷ですよというところやっていただければですね、大郷町の自然豊かなPRになるんじゃないかと思ひまして、終わりに質問いたします。

議長（石垣正博君） 答弁は要りませんか。

6 番（佐々木和夫君） 答弁を求めます。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） 幾分恒例となったような感がございますが、コウノトリ私も初めてお聞きしました。不勉強で大変申し訳ございません。そういった知識もございませんで、大変、今驚いているところでございました。やはりコウノトリってかなり珍しいものではないのかなと思いますので、そういったものをだんだん増えてきている、自然がいっぱい、自然がいい大郷町だということで、まちづくりのほうでそういったものをPRにがんがん使ってまいりたいと思いますので、またどうぞよろしく御指導のほどよろしく願ひします。

議長（石垣正博君） これで佐々木和夫議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第3	報告第2号	専決処分の報告について
日程第4	報告第3号	専決処分の報告について
日程第5	報告第4号	専決処分の報告について
日程第6	報告第5号	繰越明許費繰越計算書について
日程第7	報告第6号	繰越明許費繰越計算書について
日程第8	報告第7号	繰越計算書について

議長（石垣正博君） 日程第3、報告第2号 専決処分の報告について、日程第4、報告第3号 専決処分の報告について、日程第5、報告第4号 専決処分の報告について、日程第6、報告第5号 繰越明許費繰越計算書について、日程第7、報告第6号 繰越明許費繰越計算書について、日程第8、報告第7号 繰越計算書についてを一括議題といたします。

まず初めに、提出者から報告第2号及び報告第3号の報告を求めます。
税務課長。

税務課長（片倉 剛君） それでは、報告第2号について御説明いたします。

議案書の 1 ページを御覧ください。

報告第 2 号 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、大郷町税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定より議会に報告する。

令和 8 年 6 月 2 日 提出

大郷町長 石 川 良 彦

2 ページを御覧ください。

専決第 2 号 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により下記事件を専決処分する。

記

大郷町税条例の一部を改正する条例

令和 8 年 3 月 31 日 専決

大郷町長 石 川 良 彦

今回、御報告します大郷町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が 3 月31日に国会で可決成立し、同日公布、原則 4 月 1 日から施行されたことを受けまして、令和 8 年度課税に支障を来さないよう、専決処分により対応したものでございます。

3 ページの別紙を御覧ください。

改正内容です。

大郷町税条例（昭和36年大郷町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第18条の 3 は、納税証明事項の規定で、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正です。

第19条第 2 号及び第 3 号は、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金の規定で、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正です。

第33条は、所得割の課税標準の規定で、特定大口株主配当の特定配当への追加に伴う改正です。

第34条の 7 は、寄附金税額控除の規定で、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正です。

第36条の 2 は、町民税の申告の規定で、法律改正に合わせて改正するもので、項ずれの反映に伴う改正です。

第36条の 3 の 2 は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等の申

告書の規定で、法律改正に合わせて改正するもので、項ずれの反映に伴う改正です。

第36条の3の3は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の規定で、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う改正です。

5 ページを御覧ください。

第63条は、固定資産税の免税点に関する規定で、法律改正に合わせて改正するものです。

第80条第1項から第3項は、軽自動車税の納税義務者等に関する規定で、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正です。

第81条第1項から第4項は、軽自動車税のみなす課税に関する規定で、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正です。

第81条の3は、環境性能割の課税標準に関する規定で、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正です。

第81条の4は、環境性能割の税率に関する規定で、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正です。

第81条の5は、環境性能割の徴収の方法に関する規定で、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正です。

第81条の6第1項及び第2項は、環境性能割の申告納付に関する規定で、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正です。

第81条の7第1項から第3項は、環境性能割に係る不申告等に関する過料に関する規定で、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正です。

第81条の8第1項及び第2項は、環境性能割の減免に関する規定で、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正です。

6 ページを御覧ください。

第82条は、種別割の税率に関する規定で、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正です。

第83条第1項及び第2項は、種別割の賦課期日及び納期に関する規定で、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正です。

第85条は、種別割の徴収の方法に関する規定で、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正です。

第87条第1項から第3項は、種別割に関する申告又は報告に関する規定で、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正です。

第88条は、種別割に係る不申告等に関する過料に関する規定で、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正です。

第89条は、種別割の減免に関する規定で、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正です。

第90条第1項、第2項及び第4項、第5項は、身体障害者等に対する種別割の減免に関する規定で、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正です。

第91条第2項及び第7項は、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等に関する規定で、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正です。

附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の規定で、適用期間の延長に伴う改正です。

附則第7条の3は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の規定で、法附則第5条の4の削除に伴う改正です。

附則第7条の3の2は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の規定で、法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備及び適用期間の延長に伴う改正です。

7ページを御覧ください。

附則第7条の4は、寄附金税額控除における特別控除額の特例の規定で、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正です。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の規定で、法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備及び適用期間の延長に伴う改正です。

附則第9条の2は、個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例に関する規定で、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正です。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合に関する規定で、改修特別特定建物等に関する税額の減額措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設するものです。

8ページを御覧ください。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定で、法令改正に合わせて規定の整備をするものです。

附則第10条の4は、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等に関する規定で、法改正に合わせて規定の整備をするものです。

9 ページを御覧ください。

附則第10条の5は、令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等に関する規定で、令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について規定を新設するものです。

10ページを御覧ください。

附則第15条の2第1項から第4項は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例に関する規定で、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正です。

附則第15条の3は、軽自動車税の環境性能割の減免の特例に関する規定で、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正です。

附則第15条の4は、軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例に関する規定で、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正です。

附則第15条の5は、軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付に関する規定で、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正です。

附則第15条の6第1項及び第2項は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例に関する規定で、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正です。

附則第16条第1項から第4項は、軽自動車税の種別割の税率の特例に関する規定で、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正です。

11ページを御覧ください。

附則第16条の2第1項から第3項は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する規定で、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正です。

附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例に関する規定で、法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備を行う改正です。

附則第16条の4は、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例に関する規定で、法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備を行う改正です。

附則第17条は、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例に関する規定で、法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備を行う改正です。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に関する規定で、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直し及び適用期間の延長に伴う改正です。

12ページを御覧ください。

附則第18条は、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例に関する規定で、法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備を行う改正です。

附則第19条は、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例に関する規定で、法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備を行う改正です。

附則第19条の3は、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例に関する規定で、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴い新設するものです。

13ページを御覧ください。

附則第20号は、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例に関する規定で、法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備を行う改正です。

附則第20条の2は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例に関する規定で、法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備を行う改正です。

附則第20条の3は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例に関する規定で、法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備を行う改正です。

附則第24条は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等に関する規定で、読替規定を現状の法体系に合わせて整理するための改正です。

附則として、第1条は施行期日について規定しており、改正条例は原則令和8年4月1日から施行するものとするものです。

ただし、各号に掲げる規定につきましては、それぞれ定める日からの施行となります。

第2条は町民税、第3条は固定資産税、第4条は軽自動車税に関し、それぞれ経過措置の適用関係について規定したものです。

第5条は、大郷町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第11号）附則第6条中の種別割を削除するものです。

以上で、大郷町税条例の一部を改正する条例の報告を終わります。

それでは、報告第3号について御説明いたします。

議案書の18ページを御覧ください。

報告第3号 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、大郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり

専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和8年6月2日 提出

大郷町長 石 川 良 彦

19ページを御覧ください。

専決第3号 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記事件を専決処分する。

記

大郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和8年3月31日 専決

大郷町長 石 川 良 彦

今回報告します大郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に国会で可決、成立し、同日公布、原則4月1日から施行されたことを受けまして、令和8年度課税に支障を来さないよう、専決処分により対応したものでございます。

また、子ども・子育て支援制度が創設されたことに伴い、地方税法も一部改正されたことから、所用の改正等を行うものです。

20ページの別紙を御覧ください。

改正内容です。

大郷町国民健康保険税条例（昭和30年大郷町税条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項は、課税額の規定で、基礎課税額の規定に子ども・子育て支援納付金を追加するものです。

第2条第2項は、課税限度額の規定で、基礎課税分の限度額を1万円引き上げ、67万円とする改正です。

第2条第5項は、課税限度額の規定で、子ども・子育て支援金の18歳以上被保険者の限度額を3万円とするものです。

21ページを御覧ください。

第9条の4は、子育て支援分の所得割額の規定で、所得割額算定税率を0.2%とするものです。

第9条の5は、子育て支援分の均等割額の規定で、均等割額を800円とするものです。

第9条の6は、18歳以上被保険者均等割額の規定で、均等割額を100円とするものです。

22ページを御覧ください。

第9条の7は、子育て支援分の世帯別均等割額の特定世帯及び特定継続世帯の額を規定したものです。

第23条は、国民健康保険税の減額の規定で、5割軽減の限度額を5,000円引き上げ、31万円とし、2割軽減の限度額を1万円引き上げ、57万円とするものです。

24ページを御覧ください。

第23条第4項は、子育て支援分の減額の規定で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子供に係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を規定したものです。

附則第4項から第14項は、国民健康保険税の課税特例の規定で、子ども・子育て支援金の創設に伴い、所得割額算定における総所得金額等に追加するものです。

附則として、令和8年4月1日より施行し、令和8年度以後の年度分に適用し、令和7年度分までは従前の例によるものです。

以上で、大郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告を終わります。

議長（石垣正博君） 以上で、報告第2号及び第3号の報告を終わります。

次に、報告第4号について報告を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君） それでは、報告第4号につきまして御説明いたします。

議案書26ページをお開きください。

報告第4号 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、大郷町介護保険条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和8年6月2日 提出

大郷町長 石 川 良 彦

27ページを御覧ください。

専決第4号 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記事件を専決処分する。

記

大郷町介護保険条例の一部を改正する条例

令和8年3月31日 専決

大郷町長 石 川 良 彦

初めに、本議案の提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正は、介護保険法施行例の一部を改正する令和7年政令第420号が令和7年12月17日に公布、令和8年4月1日から施行することとしているため、改正し、専決処分としたものです。

改正の概要につきましては、介護保険の保険料は、計画期間当初の税制に基づき設定されており、計画年度途中で変更することを想定していません。

令和7年度の税制改正に伴う給与所得控除の見直しにより、給与所得控除額が引き上げられたことから、前年度と収入金額が変わらない場合であっても、市町村民税が課税から非課税となることがあり、介護保険料の算定で保険料段階が下がる者が出ることで、介護保険料の収入不足が懸念されます。このため、税制改正前の内容で保険料を算出し、保険料の収入が減額されないように調整するものです。

また、令和7年度で課税、令和8年度に非課税となる被保険者についても、申請せずとも減免できる特例減免の規定を設けるものです。

28ページを御覧ください。

大郷町介護保険条例の一部を改正する条例の内容は、条例の附則に令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免についての規定を追加するものとなります。

第8条は、減免の対象を規定するものです。

同じく第2項では、減免の額を規定するものです。

同じく第3項では、減免申請について規定するものです。

附則としまして、令和8年4月1日から施行するものです。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

議長（石垣正博君） 以上で、報告第4号の報告を終わります。

次に、報告第5号、報告第6号並びに報告第7号について報告を求めます。財政課長。

大変失礼しました。

報告第5号について報告を求めます。財政課長。

財政課長（伊藤義継君） それでは、報告第5号につきまして御説明申し上げます。

議案書30ページをお開きください。

報告第5号 繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づ

き令和6年度大郷町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月2日 提出

大郷町長 石 川 良 彦

次のページの令和7年度大郷町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源内訳の順に御説明申し上げます。

第2款総務費第1項総務管理費、役場庁舎照明交換修繕事業60万円、繰越額同額、全て一般財源で、令和8年5月26日完了済みでございます。庁舎の3階議員控室及び各委員会室などの照明交換費用でございます。

同じく第1項総務管理費、公有財産水路整備事業643万5,000円、繰越額同額、未収入特定財源としてその他の公共施設整備基金640万円、一般財源は3万5,000円で、令和8年5月完了済みでございます。羽生地区の水路整備工事費となります。

同じく第1項総務管理費、緊急自然災害防止対策事業361万円、繰越額同額、未収入特定財源としてその他の公共施設整備基金360万円、一般財源1万円で発注作業中でございます。中村地区雨水排水基本設計業務費用で、令和8年9月末完了予定でございます。

第3項戸籍住民基本台帳費、戸籍システム標準化・共通化事業264万円、繰越額同額、未収入特定財源として全て国庫支出金で発注準備中です。国が進めるシステム標準化に係る費用で、令和9年3月末完了予定でございます。

第3款民生費第1項社会福祉費、ふれあい号車両購入事業349万円、繰越額同額、全て既収入特定財源として長寿社会対策基金で発注作業中でございます。ふれあい号の車両購入費用で、令和8年10月末完了予定でございます。

第5款農林水産業費第1項農業費、農業振興地域整備計画更新事業577万5,000円、繰越額同額、全て一般財源で発注作業中でございます。整備計画更新に係る費用で、令和8年12月完了予定でございます。

同じく第1項農業費、指定管理鳥獣対策事業1,099万5,000円、繰越額942万6,000円、未収入特定財源として県支出金775万3,000円、一般財源167万3,000円で発注作業中でございます。鳥獣対策のための消耗品購入や、果樹等の伐採業務に係る費用で、伐採業務は令和8年5月15日に完了しましたが、消耗品購入は令和8年10月末完了予定でございます。

第6款商工費第1項商工費、商品券発行事業7,810万7,000円、繰越額

同額、未収入特定財源として全て国庫支出金で、商品券は各世帯に交付済みとなっております。物価高騰対応のための商品券発行事業で、利用期限は8月末日、事業完了予定は令和8年12月末でございます。

第7款土木費第2項道路橋梁費、町道新設改良事業1,131万3,000円、繰越額同額、未収入特定財源として国庫支出金395万7,000円、地方債410万円、一般財源325万6,000円で発注準備中でございます。町道柏木原小梁川線に係る改良工事費と土地購入費で、令和9年3月末完了予定でございます。

第5項都市計画費、中粕川地区防災拠点整備事業2億7,250万4,000円、繰越額同額、未収入特定財源として国庫支出金1億2,556万円、地方債1億1,760万円、一般財源は2,934万4,000円で発注作業中でございます。防災避難緑地確定測量業務及び避難道路整備工事の費用で、令和8年12月末完了予定でございます。

同じく第5項都市計画費、かわまちづくり事業2,000万円、繰越額同額、未収入特定財源として国庫支出金1,000万円、その他の未来づくり基金1,000万円で発注作業中でございます。かわまちづくり事業の実施計画検討業務に係る費用で、令和8年6月末完了予定でございます。

第9款教育費第3項中学校費、大郷中学校職員室空調機修繕事業82万3,000円、繰越額同額、全て一般財源で令和8年5月16日に完了済みです。空調機の故障による交換に係るものです。

第4項社会教育費、大郷町町民体育館解体工事設計支援事業671万円、繰越額同額、未収入特定財源として地方債590万円、一般財源は81万円で、令和8年5月末完了済みです。町民体育館の解体撤去に係る調査や設計図書の作成でございます。

以上、合計、繰越明許費4億2,300万2,000円、翌年度繰越額4億2,143万3,000円、既収入特定財源349万円、未収入特定財源のうち、国庫支出金2億2,026万4,000円、県支出金775万3,000円、地方債1億2,760万円、その他2,000万円、一般財源4,232万6,000円です。

以上で、報告第5号 繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

議長（石垣正博君） 以上で、報告第5号の報告を終わります。

次に、報告第6号について報告を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君） それでは、報告第6号につきまして御説明いたします。

議案書32ページをお開きください。

報告第6号 繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき令和7年度大郷町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月2日 提出

大郷町長 石 川 良 彦

33ページを御覧ください。

令和7年度大郷町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして、款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源内訳の順に御説明いたします。

第1款総務費第1項総務管理費、介護保険システム改修事業264万円、繰越額同額、全て一般財源で令和8年5月末日完了予定となります。

以上で、報告第6号 令和7年度大郷町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について報告を終わります。

議長（石垣正博君） 以上で、報告第6号を終わります。

次に、報告第7号について報告を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君） それでは、報告第7号 繰越計算書について御説明いたします。

議案書34ページをお開き願います。

報告第7号 繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき令和7年度大郷町下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月2日 提出

大郷町長 石 川 良 彦

35ページを御覧ください。

令和7年度大郷町下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額の款、項、事業名、予算計上額、支払義務発生額、翌年度繰越額、財源内訳、不用額、翌年度繰越額に係る繰越しを要するたな卸資産の購入限度額の順に説明いたします。

第1款資本的支出第1項建設改良費、事業名農集排公共汚水柵設置事業、予算計上額5,556万9,000円、支払義務発生額4,003万6,700円、翌年度繰越額799万1,000円になります。財源内訳につきましては、その他で一般財源799万1,000円、不用額754万1,300円、翌年度繰越額に係る繰越

しを要するたな卸資産の購入限度額はゼロでございます。

繰越し理由を御説明いたします。中粕川地区において、農集排公共汚水枥を設置するもので、現地の土質、湧き水状況を考慮した施工方法の変更、施工機械の準備に時間を要したことから、年度内に完了することが困難となったため、翌年度に繰り越したもので、令和8年4月30日に完了済みでございます。

以上、報告第7号 繰越計算書についての説明を終わります。

議長（石垣正博君） 以上で、報告第5号、報告第6号並びに報告第7号の報告を終わります。

専決処分、繰越明許費繰越計算書及び繰越計算書の報告でありますので、報告のみといたします。

日程第9 議案第31号 大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第10 議案第32号 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第11 議案第33号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第12 議案第34号 大郷町水道事業給水条例の一部改正について

日程第13 議案第35号 令和8年度大郷町一般会計補正予算(第2号)

議長（石垣正博君） 日程第9、議案第31号 大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第10、議案第32号 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第11、議案第33号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第12、議案第34号 大郷町水道事業給水条例の一部改正について、日程第13、議案第35号 令和8年度大郷町一般会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず初めに、議案第31号及び議案第32号並びに議案第33号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（高橋裕美子君） それでは、議案第31号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書36ページを御覧ください。

議案第31号 大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

大郷町家庭的保育事業等の設備及び及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大郷町条例第18号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年6月2日提出

大郷町長 石 川 良 彦

初めに、改正理由について申し上げます。

今回の改正につきましては、上位法である児童福祉法の改正及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

次ページの別紙について御説明申し上げます。

改正の内容として、第12条は引用する法令に2つの項が追加されたため、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めるものです。

次に、第17条第2項の改正については、家庭的保育施設を利用する乳幼児に対して義務づけられている健康診断について、全部または一部を行わないことができる場合として、母子保健法に基づく乳幼児の健康診査が行われた場合を追加するものです。

附則といたしまして、施行期日を公布の日とし、令和8年4月1日から適用するものでございます。

以上、議案第31号につきまして提案理由の御説明といたします。

続きまして、議案第32号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書39ページを御覧ください。

議案第32号 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大郷町条例第19号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年6月2日提出

大郷町長 石 川 良 彦

改正理由について申し上げます。

こちらも議案第31号と同様に、上位法である児童福祉法の改正が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

次ページの別紙について御説明申し上げます。

改正の内容として、第12条は議案第31号と同様で、引用する法令に2つの項が追加されたため改めるものです。

附則といたしまして、施行期日を公布の日とし、令和8年4月1日から適用するものでございます。

以上、議案第32号につきまして提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第33号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書41ページを御覧ください。

議案第33号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大郷町条例第17号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年6月2日提出

大郷町長 石 川 良 彦

初めに、改正理由について申し上げます。

こちらも議案第31号、第32号と同様に、上位法である児童福祉法の改正が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

別紙について御説明申し上げます。

改正の内容といたしまして、第25条第1項は、引用する法令に2つの項が追加されたため改めるものです。

あわせて、幼保連携型認定こども園職員の場合には、認定こども園法において別途規定があり、幼稚園の職員においても、学校教育法の規定により、認定こども園法を準用する規定となっているため、別途規定するものであります。

附則といたしまして、施行期日を公布の日とし、令和8年4月1日から適用するものでございます。

以上、議案第33号について提案理由の説明といたします。

ただいま御説明いたしました議案第31号、議案第32号、議案第33号につきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石垣正博君） 以上で、議案第31号及び議案第32号並びに議案第33号について説明を終わります。

次に、議案第34号について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君） それでは、議案第34号 大郷町水道事業給水条

例の一部改正について御説明いたします。

議案書43ページをお開き願います。

議案第34号 大郷町水道事業給水条例の一部改正について

大郷町水道事業給水条例（平成10年大郷町条例第3号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年6月2日提出

大郷町長 石 川 良 彦

今回の条例の改正に当たっては、給水区域等の変更については、水需要の変化に応じて、水道法10条の事業の変更により、給水区域等の変更認可届を県を通じて国土交通省へ提出しております。

今回、令和8年3月31日付で受理された給水区域の変更に伴い、給水区域の追加を行うものでございます。

追加する給水区域は、J A新みやぎ大郷カントリーエレベーター周辺区域となります。

次ページの別紙をお開き願います。

別表第1中、46ページになります。

大松沢の字の一部区域の新成田川の次に、新堀、相ノ田を加えるものでございます。

附則でございまして。

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

ただいま御説明いたしました議案第34号につきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

議長（石垣正博君） 以上で、議案第34号について説明を終わります。

ここで10分間休憩といたします。

午 後 3 時 2 6 分 休 憩

午 後 3 時 3 5 分 開 議

議長（石垣正博君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第35号について説明を求めます。財政課長。

財政課長（伊藤義継君） それでは、議案第35号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書2ページをお開き願います。

議案第35号 令和8年度大郷町一般会計補正予算（第2号）

令和8年度大郷町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,870万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億8,660万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和8年6月2日 提出

大郷町長 石 川 良 彦

最初に、今回の補正予算の概要について御説明いたします。

今回の補正予算は、人事異動に伴います人件費の調整や、人員不足を補う会計年度任用職員の増員分の計上、社会福祉協議会施設のトイレ老朽化に伴う改修費用の補助、熊対策の鳥獣被害対策実施隊員の出役や果樹伐採業務費、小学校周りのフェンス設置費用、農業法人などの経営改善のための農業用機械や施設導入支援のための補助、物産館2階への置き型授乳室設置、ALT交代に伴う関係費用や、小中学校のタブレット端末購入単価増のための備品購入費、解体を予定します町民体育館からトイレや火災報知器などの使える設備を移設するための工事費などを計上しております。

また、歳入では、補助事業見合いの国及び県補助金のほか、社会福祉協議会施設改修には長寿社会対策基金を充当し、その他は財政調整基金で財源調整しています。

続きまして、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を御説明いたします。まず、歳入でございます。

第14款国庫支出金第2項国庫補助金3万8,000円の増額補正です。物価高に対応した子育て応援手当について、3月31日に出生届出があったことから、令和8年度において支出することによる補助金、交付金及び令和8年度からの新規事業として開始した1か月児健診について、里帰りにより受診した方への費用助成に伴う補助金の増でございます。

第15款県支出金第2項県補助金9,297万円の増額補正です。熊対策のための鳥獣被害対策実施隊員の出役費や果樹伐採業務費、小学校周りのフェンス設置費に対する交付金や、農業法人などの経営改善のための農業

用機械や施設導入支援のための補助に対する補助金。令和8年度から始まった公立小学校在籍児童の給食費負担軽減のための補助金、県の宿泊税を活用した事業として実施いたします大郷支倉まつりの事業費に対する交付金、子育てしやすい環境整備の一環として県産材を活用した置き型授乳室設置に対する補助金の増でございます。

第3項委託金3万2,000円の減額補正です。統計の経済センサス活動調査委託金について、県の交付通知による減額となります。

第18款繰入金第1項基金繰入金3,536万2,000円の増額補正です。財源調整としての財政調整基金のほか、長寿社会対策基金からは、社会福祉協議会施設改修に対する補助金分を繰入れするものです。

第20款諸収入第5項雑入36万9,000円の増額補正です。会計年度任用職員の雇用保険被保険者負担分と、職員研修に対する建設センターからの助成金の増でございます。

歳入補正額合計1億2,870万7,000円の増額でございます。

続いて、4ページを御覧ください。

歳出です。

第1款議会費第1項議会費59万2,000円の増額補正です。人事異動に伴います扶養手当と、黒川地域行政事務組合派遣期間における管理職手当の差額計上による増でございます。

第2款総務費第1項総務管理費2,303万5,000円の増額補正です。人員不足により、当初見込みより6名増となった会計年度任用職員の報酬等の人件費の調整、全国建設研修センター主催の研修参加のための旅費等負担金、庁舎備品の紙折り機更新のための備品購入費、中村の旧東沢住宅付近の側溝蓋が大雨時に外れる危険性があることから、固定するための設置工事費、海洋センター敷地内に設置している交通安全電光掲示板を黒川地区交通安全連絡協議会から寄附されたことによる電気料や通信費などの管理費用、住民バスの乗務員増により事務所休憩室では手狭になったことによる休憩室の賃借料等の計上による増でございます。

第2項徴税費13万9,000円の増額補正です。地方税共同機構への負担金について、令和7年度の利用実績が当初見込みを上回ったことによる負担金の増でございます。

第5項統計調査費3万7,000円の減額補正です。統計の経済センサスに係る調査員報酬や費用弁償の調整による減額でございます。

第3款民生費第1項社会福祉費571万6,000円の増額補正です。社会福祉協議会施設のトイレ老朽化に伴う壁の改修及び和式から洋式への改修、

非接触型水道への変更実施に対する補助金の計上による増でございます。

第2項児童福祉費3万円の増額補正です。3月31日に出生届出があったお子さんに対する子育て応援手当の増でございます。

第4款衛生費第1項保健衛生費8万2,000円の減額補正です。のびのび相談事業の心理士変更に伴う報奨金から委託料への予算組替えによる減と、令和8年度から開始した1か月児健診について、里帰りにより受診した方の費用負担軽減のための助成金の計上による増でございます。のびのび相談事業については、4月、5月分を流用対応としたため、減額となったものでございます。

第5款農林水産業費第1項農業費8,610万6,000円の増額補正です。熊対策のための鳥獣被害実施隊員の出役費や果樹伐採業務費、令和9年度小学校入学児童用の熊鈴購入費、小学校周りのフェンス設置工事費のほか、農業法人などの経営改善のための農業用機械や施設導入支援として4法人に対する補助金、物産館の軒からの雨垂れを防ぐための修繕費及び物産館2階へ設置する県産材を使用した置き型授乳室購入費用の計上による増でございます。

なお、熊対策の果樹伐採業務については、令和7年度予算で第1行政区から第5行政区分までを実施しており、令和8年度予算では、第6行政区から第22区行政区分を実施するものでございます。

第6款商工費第1項商工費28万円の増額補正です。人事異動に伴います住居手当の調整による増額でございます。

第9款教育費第1項教育総務費115万2,000円の増額補正です。ALTの交代に伴う旅費や消耗品、備品購入及び負担金などの計上による増でございます。

第2項小学校費525万5,000円の増額補正です。児童が使うタブレット端末について、単価増が見込まれることによります備品購入費の増でございます。

第3項中学校費398万5,000円の増額補正です。小学校費同様に、生徒が使うタブレット端末について単価増が見込まれることによる備品購入費の増及び校舎や体育館の修繕費の増などでございます。

第4項社会教育費227万5,000円の増額補正です。人事異動に伴う人件費の調整のほか、海洋センターやフラップ大郷21、文化会館の修繕費や、町民体育館解体に伴い、トイレや火災報知器などの使える設備を移設するための工事費の計上による増でございます。

なお、町民体育館のトイレは、自由広場のトイレに移し替え、火災報

知器は海洋センターに移し替えるものです。

第5項保健体育費26万1,000円の増額補正です。公立小学校児童の給食費相当額が国から助成されることに伴い、これまで町の助成金対象外だった保護者が町外在住の子供に対する給食費助成金の計上による増でございます。

歳出補正額合計1億2,870万7,000円の増額です。

以上、補正前の予算額56億5,790万1,000円に、歳入歳出とも1億2,870万7,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ57億8,660万8,000円とするものです。

続きまして、5ページの第2表、債務負担行為補正について御説明いたします。

追加1件となります。

事項1、住民バス従業員休憩室賃貸借、設定期間は令和8年度から令和9年度まで、限度額は49万1,000円です。住民バスの乗務員増により、事務所休憩室では手狭になったことによる休憩スペースを確保する必要があるため、設定するものでございます。

なお、期間については、公共交通計画策定に伴う公共交通再編を見越し、令和9年度までとするものです。

以上で、議案第35号の提案理由の説明を終わります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石垣正博君） 以上で、議案第35号について説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。御苦労さまでございました。

午 後 3 時 4 9 分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 千葉恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

